

RUMOI SHINKIN
Disclosure 2024

るしんレポート2024

令和5年4月1日・・・▶令和6年3月31日



ふれ愛さわやか

留萌信用金庫

「るしんレポート」はホームページでもご覧になれます。
<https://www.shinkin.co.jp/rumoi>



ごあいさつ

盛夏の候、皆様には益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、留萌信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当金庫に対するご理解を一層深めていただくために「るしんレポート2024」を作成いたしました。経営内容や業績、地域貢献活動等についてとりまとめておりますので、ご高覧いただければ幸甚に存じます。

さて、昨今の日本経済は、コロナ禍から、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要回復や個人消費を中心に、総じて堅調に推移致しました。しかし、円安の進行や原材料価格の高止まりを始め、人手不足や賃金上昇等による物価の上昇傾向が続いております。

更には、今年3月に、マイナス金利政策が解除され、先行き金融市場の不透明感が強く、取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当金庫はお取引先の皆さまに直接向き合い、寄り添いながらきめ細かく、課題解決に取り組んでおります。

業績につきましては、預金及び貸出金ともに、残高は順調に推移し、本業業務での収益力を示す業務純益は10億77百万円、当期利益は7億84百万円と前期を上回る順調な決算となりました。

今年2月には、旭川市内4店舗を3店舗体制とし、経営の効率化を図りました。同時に旭川東支店の移転・新築計画に着手致しました。今年10月にはオープンを予定しており、完成の際には是非お立ち寄り頂きたいと思っております。

また、今年4月に、18年振りに経営理念を刷新致しました。

経営理念は、「るしんは地域経済の発展、お客さまの幸せづくりに貢献していきます」と致しました。

留萌信用金庫は、昭和初期の大恐慌の余波により、地域経済が疲弊している中、地元商工業者をはじめ農漁業者が、ともに支え合うことを目的として出資して頂き、昭和7年11月に創られた協同組織金融機関です。

以来、92年、当金庫はお客さまと共に地域経済の発展、成長を目指してまいりました。

今後も、創立の原点を忘れることなく、創立100年に向け、この経営理念をもって、役職員一丸となって努力してまいります。

皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援と一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



2024年7月

理事長 中村 康存

経営理念

るしんは
地域経済の発展
お客さまの幸せづくりに
貢献していきます

経営方針

1. 常に変化に対応し、健全で透明性のある金庫経営を目指します。
1. お客さまに最良の金融サービスを提供し、信頼に応えます。
1. 明るく活力ある職場環境づくりと、職員および家族の福利を増進します。

金庫訓

- 「より向上」 自己研鑽に励み、挑戦進化し続けます。
- 「より親切」 常に感謝を忘れず、お客さまの立場にたって行動します。
- 「より端正」 礼節を弁え、誠実に対応します。

スローガン

「笑顔いっぱい・真心いっぱい」 最良のサービスを

contents

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 1 経営理念・経営方針・金庫訓・スローガン | 18 コンプライアンス（法令等遵守）の体制 |
| 2 当金庫の概要・役員 | 19 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー |
| 3 組織・業務のご案内 | 20 信用金庫と信金中央金庫について・金庫の主要な事業の内容 |
| 4 主な事業の報告 | 21 商品・サービスのご案内 |
| 6 令和5年度トピックス | 22 各種手数料一覧 |
| 10 第92期事業の概況 | 23 るしんのあゆみ |
| 11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 | 24 資料編 |
| 13 総代会 | 37 自己資本比率規制 |
| 15 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） | 45 店舗・ATMのご案内 |
| 16 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について | |
| 17 リスク管理の体制 | |

当金庫の概要

● 留萌信用金庫の概要

創 立	昭和7年12月23日
本 店	留萌市花園町2丁目1番8号
出 資 金	5億63百万円
会 員 数	12,611人
預 金	2,519億円
貸 出 金	1,239億円
店 舗 数	16店舗
常勤役員数	150人

令和6年3月31日現在



るしんシンボルマークについて



●留萌信用金庫のシンボルマークは『新しい日本海時代に向かって成長する企業』『地域に密着し共に発展する企業』などのイメージを、人の和・地域との調和を表わす円を基調に、日本海の波と留萌の『ル』によってシンボライズしたものです。

コーポレートカラー

- グリーンは、豊かな日本海。安らぎと平和。そして限りなき自然の豊饒さを表します。
- スカイブルーは、澄みきった青空。清らかさと飛躍、明日への前進を表します。

役 員

● 役 員

令和6年6月13日現在

理 事 長 (代表理事)	中 村 康 存
常務理事 (代表理事)	小 原 隆
常務理事 (代表理事)	山 内 和 則
常勤理事	伊 藤 伸 一
常勤理事	谷 田 龍 真
常勤監事	工 藤 慶 一
理 事	加 藤 泰 敬 ※1
理 事	江 野 英 嗣 ※1
監 事	井 上 貞 幸
監 事	中 林 直 彦 ※2

- ※1 理事 加藤泰敬、江野英嗣は、職員外理事です。
 ※2 監事 中林直彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



理事長 中村 康存



常務理事 小原 隆



常務理事 山内 和則



常勤理事 伊藤 伸一



常勤理事 谷田 龍真



常勤監事 工藤 慶一



理 事 加藤 泰敬



理 事 江野 英嗣



監 事 井上 貞幸



監 事 中林 直彦

● 会計監査人

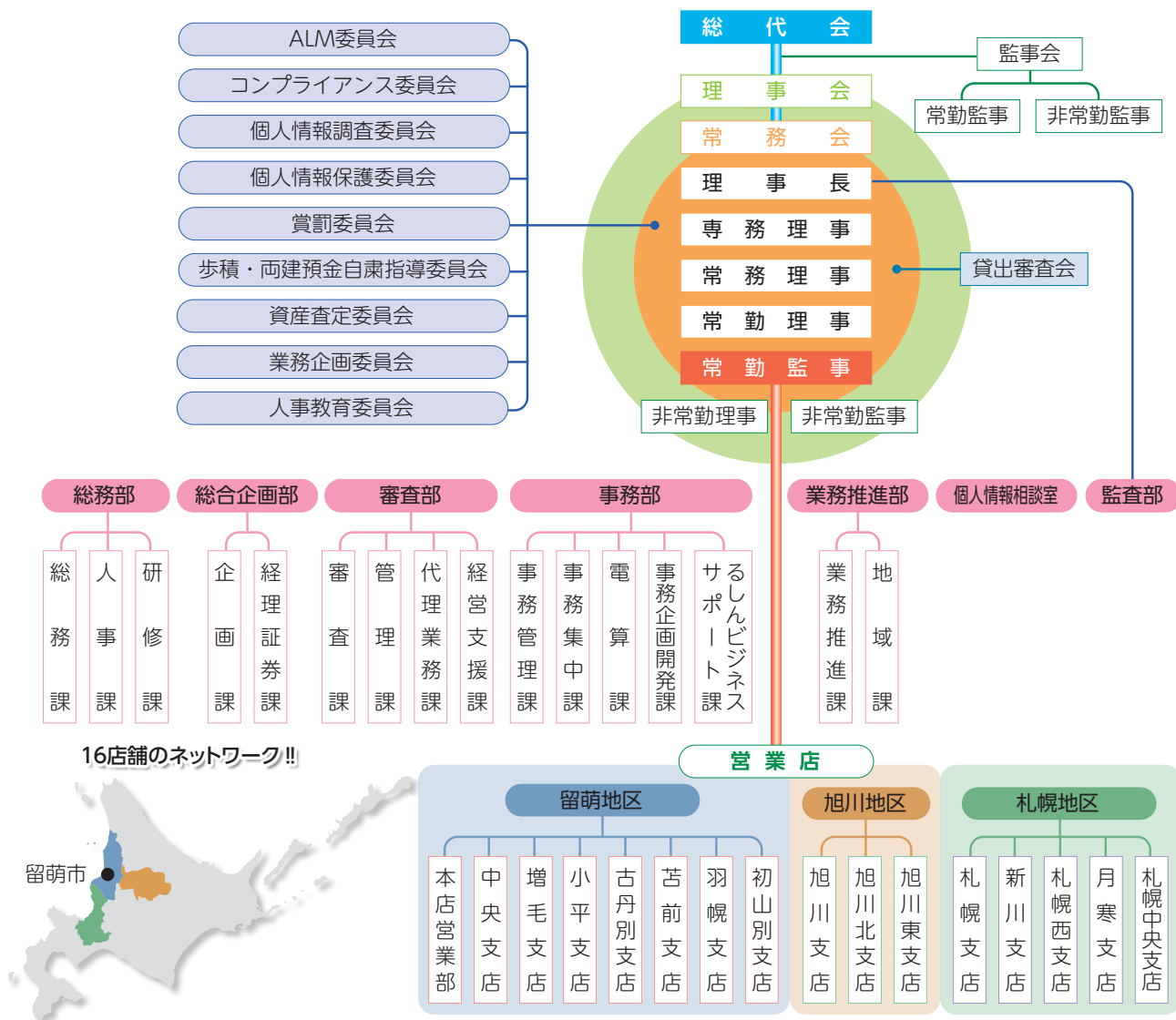
令和6年6月末現在

監査法人 夏目事務所

組織

● 組織図

令和6年7月1日現在



業務のご案内

● 預金業務

当金庫では、「ふれ愛さわやか」を合言葉に、お客様のニーズに応じた預金商品を取りそろえて、着実な資産づくりのお手伝いをしております。

子育て支援定期預金「す・く・す・く」、退職者向け定期預金「はっぴ～らいふ」などのプレミアム金利付定期預金など、各種預金商品を発売しております。

● 貸出業務

当金庫では、住宅の新築・リフォーム、マイカー、教育、結婚等のお客様のライフステージに合わせた商品をご用意しております。

地域の中小企業へ良質な資金を安定的に供給するため、健全な資金需要を有するお客様に対して、積極的に金融サービスを行って地域社会・経済の発展に寄与するよう努めております。

● 各種生命保険・損害保険、個人向け国債の窓口販売

当金庫では、未来のライフプランをお手伝いする終身保険、

また住宅ローン利用者向けの特約付住宅火災保険、債務返済支援保険、傷害保険、医療保険、がん保険などの窓口販売を行っており、万が一の備えのための各種保険商品をご用意しております。

また、資産運用をお考えの方には投資信託や個人向け国債の窓口販売も行っております。

● 為替業務

当金庫では、インターネットバンキングやテレホンバンキングにより、お振込や送金が身近で行え、大変好評を得ております。

● 各種相談業務

当金庫では、お客様の幅広いニーズにお応えするため、金融商品やサービスの提供ばかりではなく、各種無料相談業務も行っております。

当金庫の中小企業診断士による経営相談や、顧問弁護士による法律相談など、お客様の様々な問題にお答えできるよう、随時開催しております。

主な事業の報告

「るもいしんきん」は、お客さま一人ひとりとの信頼をなによりも大切に、地域社会とともに成長してまいります。

当金庫は、留萌市、留萌管内、旭川市、札幌市を主な事業領域として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とされるお客さまにご融資をすることで、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員としてお客さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

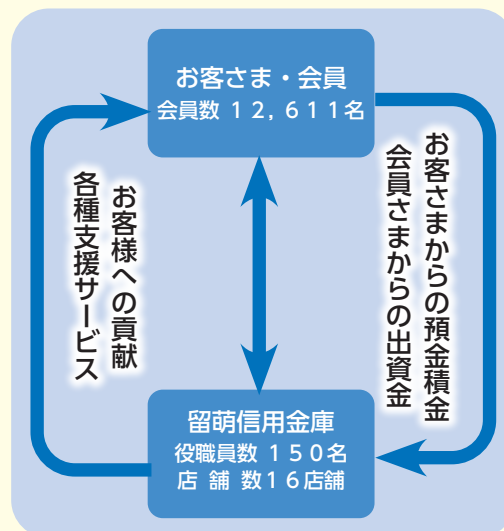
会員制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。ご融資は原則、会員の方を対象としておりますが、会員以外の方へのご融資も一定の範囲で行うことができます。一方、ご預金は、会員以外の方からも広くお預かりしております。

会員資格

当金庫の営業地域に「お住まいの方」、「お勤めの方」、「事業所をお持ちの方およびその役員の方」が対象となります。

ただし、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、または法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合には会員となることができません。

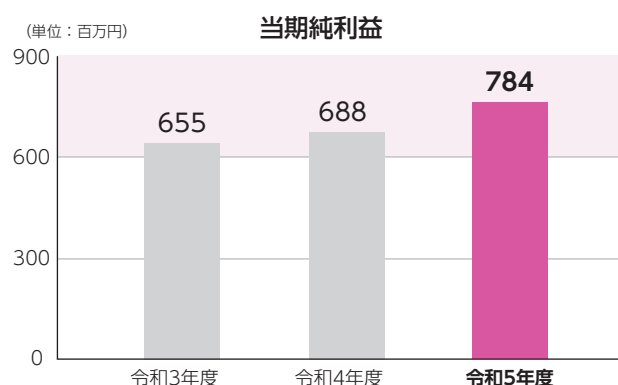


収益（当期純利益）

7億84百万円

貸出金の増加を主体に経常収益が増加したため、対前年増益となりました。

また、金融機関本来の業務の収益力を示すコア業務純益も10億77百万円と対前年増益となりました。

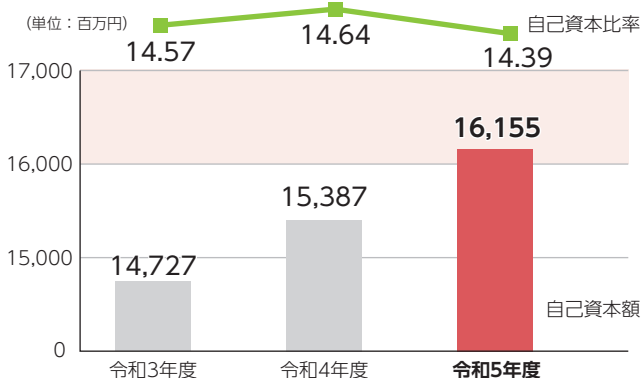


自己資本比率（単体）

14.39%

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を示す指標です。

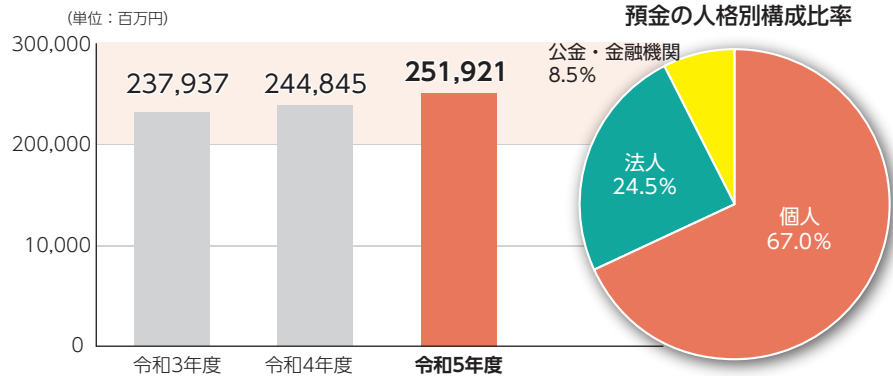
自己資本額は増加したものの、貸出金の増加に伴い、算出分母である信用リスクアセット額も増加したため、令和6年3月期における自己資本比率は14.39%と対前年低下しましたが、国内基準4%を大幅に上回っております。



預金積金

2,519億円

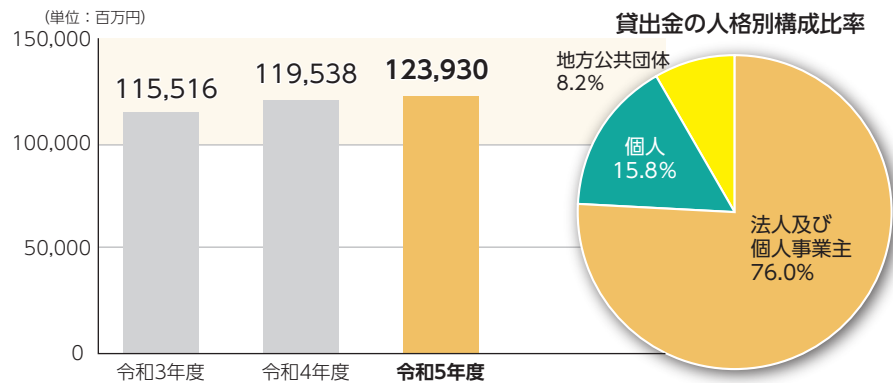
預金積金残高は、年金や他行預金等の受入による個人預金の増加に加えて、令和5年度から羽幌町の指定金融機関となったことで公金預金が増加したため、対前年70億76百万円、2.89%増加しました。



貸出金

1,239億円

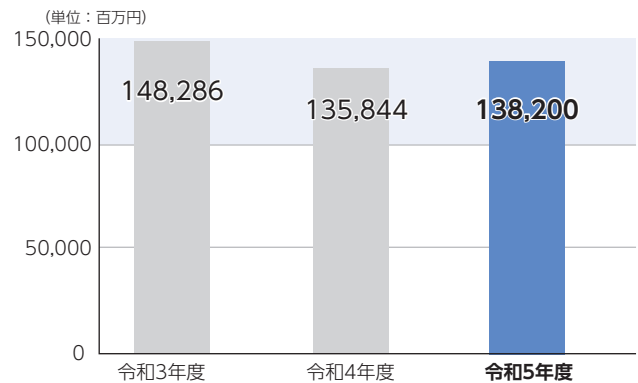
貸出金残高は、不動産関連融資など地域のお客さまの様々な資金ニーズに積極的にお応えした結果、対前年43億92百万円、3.67%増加しました。



貸出金以外の運用

1,382億円

皆さまからお預かりしたご預金を、ご融資による運用のほかに有価証券や預け金による運用を行っております。令和6年3月末現在の預け金残高は837億円、有価証券残高は544億円となっております。なお、有価証券による運用は安全性を重視した健全な運用を行っております。

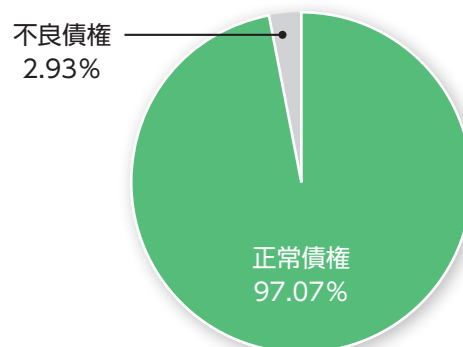


不良債権

36億85百万円

金融再生法に基づく不良債権額は、36億85百万円です。この不良債権に対し、担保及び保証18億61百万円と、不足分に対する貸倒引当金17億99百万円により97.16%が保全されております。

保全されていない部分については、十分な自己資本を保有しておりますので、影響は極めて少ないものとなっています。



令和5年度トピックス

令和5年5月	●古丹別支店を苫前町公民館内に移転 ●「代理人サービス」「将来のための代理人サービス」の取扱開始 ●信交会総会歓迎会
6月	●高校生インターンシップ研修（北海道留萌高等学校） ●各店ボランティア清掃活動 ●新入職員フォロー研修 ●「信用金庫の日」愛の献血運動
7月	●羽幌支店内に北海道銀行の共同窓口を開設 ●中学生の職場体験受入（留萌市立留萌中学校） ●理事長杯ゴルフコンペ（留萌地区・札幌地区） ●信用金庫野球大会道北大大会（稚内市大沼球場） ●留萌呑涛まつりへの参加
8月	●留萌信用金庫杯第22回留萌地方中学校秋季野球大会開催
9月	●「るしんALPS処理水海洋放出対応融資」の取扱開始 ●信交会運動会（るしんふれ愛パーク） ●札幌医科大学地域医療合同セミナー 実習参加学生等の交流会 ●旭川駅マルシェにてお取引先支援 ●理事長杯ゴルフコンペ（旭川地区）
10月	●第32回のもいしんきん小・中学生書道絵画コンクール 応募総数582点（書道193点、絵画389点） ●札幌留萌の会への協賛
11月	●2024年度採用者内定式 ●地域振興助成金贈呈（留萌高等学校教育振興会さま） ●るしん未来塾一般公開講座（レバンガ北海道・折茂代表講演会） ●北洋銀行とATM相互無料提携を締結 ●総代研究会（留萌・増毛・羽幌・初山別・苫前・旭川・札幌分区分）
12月	●総代研究会（小平分区分）
令和6年1月	●審査部トレーニー研修
2月	●あたご支店を旭川東支店に統合
3月	●2024年度入庫式 ●地域振興助成金贈呈（留萌吹奏楽部後援会さま） ●萌っこ春待里への参加 ●信交会総会歓送迎会

◇「信用金庫の日」 愛の献血運動



◇ボランティア活動



留萌市内の役職員45名が黄金岬の清掃活動を行ったほか、各地区でもそれぞれボランティア清掃を行いました。

◇階層別研修



当金庫は、内部、外部研修体制が整っており、昨年入庫した職員を対象にしたフォロー研修や、スキルアップ勉強会等を実施しています。

「信用金庫の日」にちなんだ社会貢献活動の一環として、お客さまや役職員の計49名が献血に協力しました。

◇中学生職場体験受入



留萌市立留萌中学校の2年生を受け入れ、模擬紙幣を用いた札勘体験や、窓口業務の見学などを行いました。

◇理事長杯ゴルフコンペの開催



留萌、旭川、札幌の各地区において理事長杯ゴルフコンペを開催。3地区合計239名にご参加いただきました。

◇留萌呑涛まつりへの参加



留萌管内の役職員と、旭川、札幌地区の若手職員計70名が参加し、元気いっぱいお祭りを盛り上げました。

◇留萌信用金庫杯中学校野球大会の開催



留萌信用金庫杯第22回中学校秋季野球大会を開催。留萌管内から4チームにご参加いただきました。

◇旭川駅マルシェお取引先支援



J R旭川駅で開催された「駅マルシェ」に留萌市及び留萌管内のお取引先6先にご参加いただき、当金庫職員も協力して、地域の商品をPRしました。

◇小・中学生書道絵画コンクールの実施



第32回小・中学生書道絵画コンクールを実施し、留萌市及び留萌管内の小・中学校21校にご参加いただきました。

(書道193点、絵画389点)

入選作品は、本店営業部ロビーに掲示いたしました。

◇札幌留萌の会への参加



留萌を愛する応援団の集いとして開催された「札幌留萌の会」に参加し、地場産品のPRを行いました。

◇地域振興助成金贈呈



地域の発展や、文化・教育の発展に寄与する事業を応援するため、「留萌高等学校教育振興会」さま、「留萌吹奏楽部後援会」さまに助成金を贈呈致しました。

◇るしん未来塾一般公開講座



北海道のプロバスケットボールチームであるレバンガ北海道代表の折茂武彦氏を招聘し、講演会を開催しました。約120名のお客さまにご来場いただきました。

留萌信用金庫は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念に共感し、その達成に向けた取り組みを通じて、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。



◇地区別総代研究会の開催



各地区毎において開催し、当金庫の情報提供を行うとともに、総代との交流を図っております。

◇萌えっこ春待里への参加



留萌市で開催されたイベント「萌えっこ春待里」に参加し、温かい飲み物を無料提供いたしました。また、約700キロのニシン舟を引っ張る「ばんぱレース」にも出場しました。

◇2024年度入庫式



新しく7名が入庫しました。緊張した面持ちですが、信用金庫職員としての始まりです。

職員親睦団体行事

職員親睦団体である信交会により、職員大運動会の開催やしんきん野球大会の応援が行われました。役職員やその家族らが参加し、職員同士交流を深めました。

◇しんきん野球大会の応援



稚内市大沼球場にて道北地区の信用金庫が対戦。役職員一丸となって応援しました。結果は残念ながら一回戦敗退となりましたが、選手たちのナイスプレーで応援も熱くなりました。

◇るしん大運動会



当金庫がネーミングライツ権を取得した留萌市のしんふれあいパーク（船場公園）にて役職員家族を含め総勢134名が参加。日頃の運動不足解消を目的として、笑顔いっぱいの運動会となりました。

◇歓送迎会



留萌市文化センターにて歓送迎会を開催。全役職員で退職者を労い、新入職員を大歓迎しました。毎年、涙あり、笑いあいの歓送迎会です。

第92期（令和5年度）事業の概況

●事業方針

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し社会経済活動の正常化が進みつつある中、長期化するロシア・ウクライナ戦争等の影響により、エネルギー・食料価格の高騰や円安等が内需拡大の足枷となっております。更には、令和6年3月にマイナス金利政策が解除され、先行きの金融市場の不透明感が強く、取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような環境下、当金庫はお客様にしっかりと寄り添い、資金繰り支援はもとより経営改善支援等の課題解決に取り組み、地域金融機関としての使命・役割を果たすとともに、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいりました。

令和5年度は、3ヶ年経営計画『支援力の強化と変革への挑戦』の最終年度として、信用金庫の独自性・特性を活かしながら、事業承継支援やビジネスマッチングへの取り組みを推進してまいりました。一方で、旭川市内店舗を4店舗から3店舗体制へと店舗統合を行い、経営の効率化を図りました。

今年度はゼロゼロ融資の元本返済開始により、中小零細企業の資金繰り面において転換期を迎えており、お取引先企業様の状況に応じて借換の相談など柔軟に対応してまいりました。

5月には、高齢社会が進展する中、新たな顧客向けサービスとして「代理人サービス」の取扱いを開始し、病気などで窓口に来店できない際にあらかじめ指定した代理人が手続きを代行するなど、道内信用金庫では初めての取り組みを行っております。

11月には、北洋銀行とATM相互無料契約を締結し、現金引き出しとキャッシュカードによる振り込みの際の他行利用手数料について、平日の日中を中心に無料としました。

これにより、道内金融機関では初めて道内地銀二行（北洋銀行・北海道銀行）とのATM相互無料化を実施しております。

預金の推進面では、留萌管内の特産品PRのため、数の子をプレゼントする地域応援定期預金を発売するなどにより、順調に増加いたしました。

融資の面では、成長産業である医療・介護や教育施設などの設備資金需要への取り組みや、不動産関連融資への資金応需などにより、順調に増加いたしました。

当金庫は、これからも地域金融機関として顧客サービスの向上、地域経済の活性化、中小企業金融の円滑化に努め、健全経営に全力で取り組んでまいります。

●金融経済環境（留萌営業管内）

留萌管内の経済状況について、建設業は補修や改良を目的とした道路や港・海岸保全工事、および農業農村整備事業を主体に公共工事受注量は概ね前年並みで推移しました。

水産加工業は、主力商品の「数の子」について、物価高騰を価格転嫁したことで、割高感が強まったことに加えて、顧客の嗜好の変化による需要の低下から販売数量は減少して推移。また、円安や輸送コストの上昇等による仕入れ単価の上昇が販売単価への価格転嫁以上に上昇したため、売上・利益ともに減少して推移しました。

農業は、主力の水稲の作柄が作況指数105（北海道全体104）と前年比△3ポイントで推移、また収穫量、価格、販売高ともに減少して推移しました。

漁業は、漁獲数量で前期比6%の減少、漁獲金額は1%減少となったものの、ほぼ全ての魚種で単価が上昇したため、過去最高を記録した前年に迫る水準となりました。

当管内では、地域の豊かな自然を活かした観光振興のほか、なまこやほたてといった育てる漁業への取り組みが進められており、今後の地域活性化が期待されています。

なお、当管内における当金庫取引先の企業倒産については、昨年度に引き続き今年度もありませんでした。

●事業の展望及び対処すべき課題

令和6年度（2024年度）は、新たな3ヵ年計画『しんきん「未来を拓く変革への挑戦」～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～』の初年度であります。

地域社会を取り巻く環境は、止まらない人口減少や少子高齢化の急速な発展だけではなく、デジタル化の加速、労働環境の変化など多岐にわたって変化が生じております。

また、金庫を取り巻く環境は、金利上昇への対応や異業種による金融分野への参入、金融機関業務の多様化、人員減少など課題は山積みしております。

コロナ禍以降、様々な環境変化により、社会・経済のあり方が変容し、地域に生きるあらゆる人々にその影響が及んでいます。

当金庫は、今後も更なる環境変化が見込まれる状況下で、自己変革による変化への適応を図り、「事業者の企業価値向上」、「個人の豊かな暮らし・幸せな生涯の実現」、「地域の持続的発展」に取り組んでまいります。

●主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益（千円）	2,912,658	3,161,391	3,031,644	3,186,407	3,277,138
経 常 利 益（千円）	488,449	959,067	829,753	1,045,393	1,090,562
当 期 純 利 益（千円）	336,491	453,883	655,776	688,233	784,883
出 資 総 額（千円）	586,813	580,728	568,869	564,300	563,346
出 資 総 口 数（千口）	11,736	11,614	11,377	11,286	11,266
純 資 産 額（百万円）	14,747	15,412	15,469	15,148	15,488
総 資 産 額（百万円）	226,039	262,546	270,195	261,897	269,579
預 金 積 金 残 高（百万円）	209,438	229,637	237,937	244,845	251,921
貸 出 金 残 高（百万円）	100,538	112,609	115,516	119,538	123,930
有 価 証 券 残 高（百万円）	71,326	71,080	67,851	56,371	54,451
単体自己資本比率（％）	13.68	14.14	14.57	14.64	14.39
出 資 に 対 す る 配 当 金 （出資1口当たり）（円）	2	2	2	2	2
役 員 数（人）	11	10	10	10	10
うち常勤役員数（人）	7	6	6	6	6
職 員 数（人）	155	154	160	152	144
会 員 数（人）	13,926	13,543	12,939	12,619	12,611

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

地域中小企業へのご支援について

■経営改善支援への取組み

当金庫は、お取引先に対する経営改善支援機能を強化するため、審査部内に経営支援課を設置しております。

経営支援課は、お取引先の企業経営に関わる課題・問題点を共に考え、課題等の解決のお手伝いを通して、地域の皆様や企業のお役に立つ事を目的として活動しております。

■経営改善支援の取組み実績

[単位：先数]

	期初 債務者数	うち 経営 改善 支援 取組み先	うち期末に 債務者区分 がランクア ップした先	うち期末に 債務者区分 が変化しな かった先
正 常 先	5,292	0		0
要注 意先	908	1	0	1
うちその他要注 意先				
うち要管理先	3	0	0	0
破 綻 懸 念 先	120	3	0	3
実 質 破 綻 先	22	1	0	1
破 綻 先	2	0	0	0
合 計	6,347	5	0	5

■経営改善支援の具体的取組み事例

お取引先企業への経営改善計画の策定支援や経営改善項目の進捗状況等について管理・助言を行い経営改善支援に取組みました。

主な支援内容

- ・継続的な取組みとして北海道信用保証協会及び北海道中小企業活性化協議会との連携による経営改善支援を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経営改善支援先に対し制度融資による資金繰り支援を行いました。
- ・お取引先の経営実態等を踏まえて、新規融資や条件変更等の適切な金融円滑化による支援に取組みました。

中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み

◆地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化措置の態勢整備を図るため、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を策定し、「金融円滑化管理責任者」を選任しております。
- ・金融円滑化措置の円滑な実施に向け、各営業店に相談窓口を設置しております。
- ・お客様の利便向上のため、本部に苦情相談窓口を設置しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備として本部に経営支援課を設置しております。
- ・お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために本部において、融資の現場の職員に対し、研修を実施しております。

金融円滑化取組み実績について

【債務者が中小企業者である場合】

単位：件、百万円

	令和6年3月	
	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,249	20,886
うち、実行に係る貸付債権	1,244	20,783
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	5	102
うち、取下げに係る貸付債権	0	0

【債務者が住宅資金借入者である場合】

単位：件、百万円

	令和6年3月	
	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5	46
うち、実行に係る貸付債権	5	46
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0

「謝絶」とは、申込みを受けて審査の結果「実行」に至らなかった貸付債権「取下げ」とは、お客様の意思で申込みを取りやめた貸付債権
※令和2年3月10日から期末までの累計件数、金額を表示しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 経営者保証に関するガイドラインについて

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経

営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

当金庫は、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施してまいります。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	271件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.18%
保証契約を解除した件数	30件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに 限る）	0件

経営者保証に関する取組方針

- （1）お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

お客様の事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制について

1. 経営指導、経営改善支援の取組み

中小企業のお客様には継続的な企業訪問等を通して、企業の技術力、販売力といった定性的な情報も踏まえて経営実態の把握に努め、事業のライフサイクルに応じたきめ細やかな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通してコンサルティング機能を発揮し積極的に事業改善、事業再生に取組みます。

2. 当金庫支援体制

当金庫は経営指導、経営改善支援、再生支援を行うための部署を審査部経営支援課として平成15年9月より企業支援

- （2）上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （3）経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- （4）お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （5）事業承継時には、原則として前経営者 後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- （6）お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

に注力しており、より一層取組みの強化を図ってまいります。

3. 外部機関との連携

中小企業活性化協議会、他の金融機関、信用保証協会等外部機関との連携を深め様々な改善、再生手法の中から最適な手法を活用し中小企業のお客様の再生に取組みます。

4. 経営改善支援・事業再生支援の職員の能力向上に対する取組み

経営相談、経営指導、再生支援の能力向上のため、審査部は人事部門の総務部と連携し、金融円滑化担当者を対象に教育研修を行い、又、臨店指導等を通して職員のコンサルティング能力の向上に努めます。

地域の活性化のための取組み状況

●留萌振興局との包括連携協定事業

留萌振興局との地域活性化に関する包括連携協定事業

平成20年1月に、北海道内の金融機関としては初めて留萌振興局と包括連携協定を締結。女性の起業促進、新分野への起業・進出の支援を始め、留萌の豊かな食のPR・地場産品の販路拡大、魅力ある観光の振興を図るなど、留萌地域の活性化に向け留萌振興局と連携して幅広く取り組んでおります。

●札幌医科大学との包括連携協定事業

平成25年6月に、産学の連携を通じて相互の発展に寄与すると共に地域の保健・医療・福祉の向上など、地域社会の発展に資することを目的として、包括連携協定を締結。定期的に当金庫本店において、医療に関する「メディカル・カフェ」を開催しております。

●継続事業

地域振興助成金

助成先数 2先 20万円

1. 令和5年11月7日

留萌高等学校教育振興会 様

教育プログラム「キッズビジネスタウン」ブース運営費の一部として支援

2. 令和6年3月4日

留萌吹奏楽部後援会 様

北海道吹奏楽選抜演奏会への参加、及び壮行演奏会開催費用の一部として支援

総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

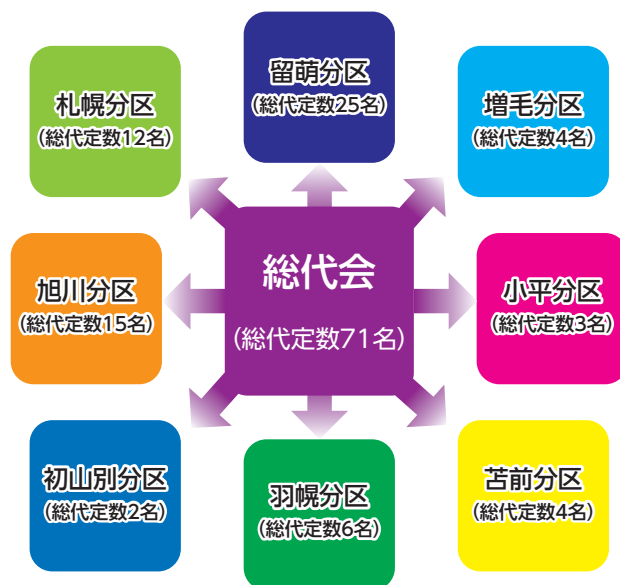
総代会のしくみ

総代会とは、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に考慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに当金庫では、総代会に限定することなく、地区別総代研究会の開催や、会員からのご意見聴取の手段として、各店窓口にて「ご意見箱」を設置しているほか、「お客さまの声ハガキ」や「ダイヤルご意見番（フリーダイヤル）」など、ご相談・苦情・要望のお問い合わせ窓口をご用意しております。

日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店または本誌裏面のお問い合わせ窓口までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
- ・総代の定数は70名以上80名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和6年3月31日現在の総代数は69名で、会員数は、12,611名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注) 総代候補者選考基準

①資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で75歳未満の方

②適格要件

良識を持って正しい判断ができ、金庫の理念・使命を十分理解し、総代として適格と認められる方

総代会の決議事項等

第93期（令和6年度）通常総代会議題等

開催日 令和6年6月13日

報告事項 1. 第92期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 総代候補者選考委員26名選任の件

第3号議案 所在不明会員の除名に関する件



総代が選任されるまでの手続き

地区を8区の選任区域に分け、
各選任区域ごとに総代の定数を定める

① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに
会員のうちから3名以上の総代候補者
選考委員を委嘱

総代候補者選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

総代候補者選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間店頭掲示

上記掲示について電子公告

異議申出期間
(公告後2週間以内)

③ 総代の選任

選任区域の会員数の1/3以上の
会員から異議の申出があつた
総代候補者

会員から異議がない場合または
選任区域の会員数の1/3未満の
会員から異議の申出があつた総
代候補者

当該総代候補者が
選任区域の総代定
数の1/2未満

当該総代候補者が
選任区域の総代定
数の1/2以上

(a)、(b)
いずれかを
選択

(a)他の候補者を
選考

左記②以下の
手続を経る

理事長は
総代に委嘱

(b)欠員
(選考を行わない)

総代の氏名を1週間店頭に掲示

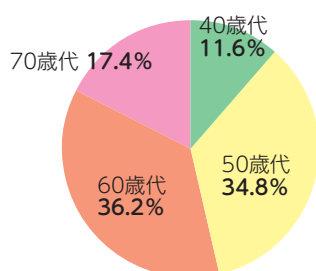
総代の氏名等・総代の属性別構成比

令和6年3月31日現在

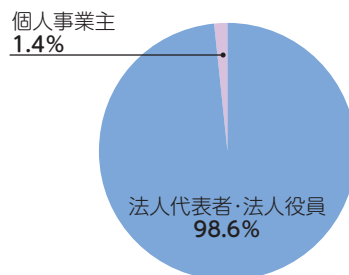
総代の氏名等（順不同敬称省略）8分区計69名（欠員2名）

区 分	定数	氏 名							
留 萌 分 区	2 5名	佐藤 太紀（8期）	小杉 由明（4期）	堀口 哲志（3期）	浜本 浩一（1 1期）	対馬 健一（1 0期）			
		鈴木 博英（6期）	井原 慶児（1 2期）	升谷 孝行（1 2期）	高橋 龍也（7期）	松本 建治（8期）			
		石塚 辰介（3期）	畑中 修平（4期）	畠山 博（8期）	堀松 秀樹（7期）	藤野 徹弥（4期）			
		笠井 裕司（7期）	三ツ井雄司（8期）	鉢呂 良一（4期）	出澤 太幹（6期）	田下 啓一（9期）			
		伊藤 芳樹（9期）	仲田 隆彦（8期）	原田 欣典（7期）	大沼 大（2期）	堀松 和彦（1期）			
増 毛 分 区	4名	田谷 克頼（3期）	甲谷 映二（6期）	林 眞二（1 0期）	棚橋 秀彦（2期）				
小 平 分 区	3名	山本 博行（8期）	大滝 英治（6期）	山内 裕（9期）					
苫 前 分 区	4名	山本 道浩（4期）	渡部 和人（4期）	岡田 裕幹（8期）	千葉 國雄（9期）				
羽 幌 分 区	6名 (欠員1)	森本 勝己（3期）	重原 伸昭（8期）	水上 博（8期）	廣瀬 史昌（4期）	棟方 法男（1期）			
初山別分区	2名	武田 弘樹（5期）	麻里 隆三（1 1期）						
旭 川 分 区	1 5名	加藤 卓（8期）	佐々木通彦（8期）	植西 清（3期）	米嶋 均（7期）	坂下 勝博（3期）			
		本田 道明（6期）	高橋 博文（2期）	大竹 良一（4期）	本田 和行（2期）	佐々木雄二郎（5期）			
		山本 啓司（4期）	田中 博（9期）	大林 吉信（3期）	小川 諭一（5期）	井内 敏樹（1期）			
札 幌 分 区	1 2名 (欠員1)	本間 隆（3期）	藤井 公人（5期）	赤平 貢（4期）	菅野 修司（4期）	志田 宗夫（1 0期）			
		富井 誠（9期）	北川 聡（2期）	渡邊 清一（4期）	竹内 哲也（3期）	高野信太郎（2期）			
		高橋 宏弥（1期）							

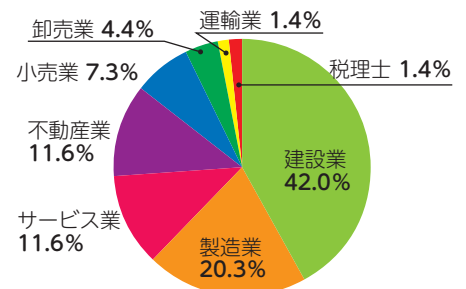
総代の年齢別構成



総代の職業別構成比



総代の業種別構成比



個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
(例) 顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
(例) 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- ・お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類に記載されている事項
 - ②営業窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適正性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

〔法令等による利用目的の限定〕

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金お支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報等を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または業務推進部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って、事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

○苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

留萌信用金庫 業務推進部	住 所：〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号
	電話番号：☎0120-191142 (ダイヤルご意見番)
	FAX：0164-43-4046
	Eメール：info@rumoi.shinkin.jp
	受付時間：9：00～17：00 (信用金庫営業日) 受付媒体：電話、FAX、Eメール、手紙、面談等

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様との取引を適切かつ円滑に行うために利用します。

4. 当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに(一社)北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記業務推進部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 〔(一社)全国信用金庫協会〕	北海道地区しんきん相談所 〔(一社)北海道信用金庫協会〕
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	信用金庫営業日 9：00～17：00	信用金庫営業日 9：00～17：00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務推進部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
東京三弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、 13：00～16：00
			月～金 (祝日、年末年始除く) 10：00～12：00、 13：00～16：00
			月～金 (祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、 13：00～17：00
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 (祝日、年末年始除く) 9：00～12：00、 13：00～16：00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

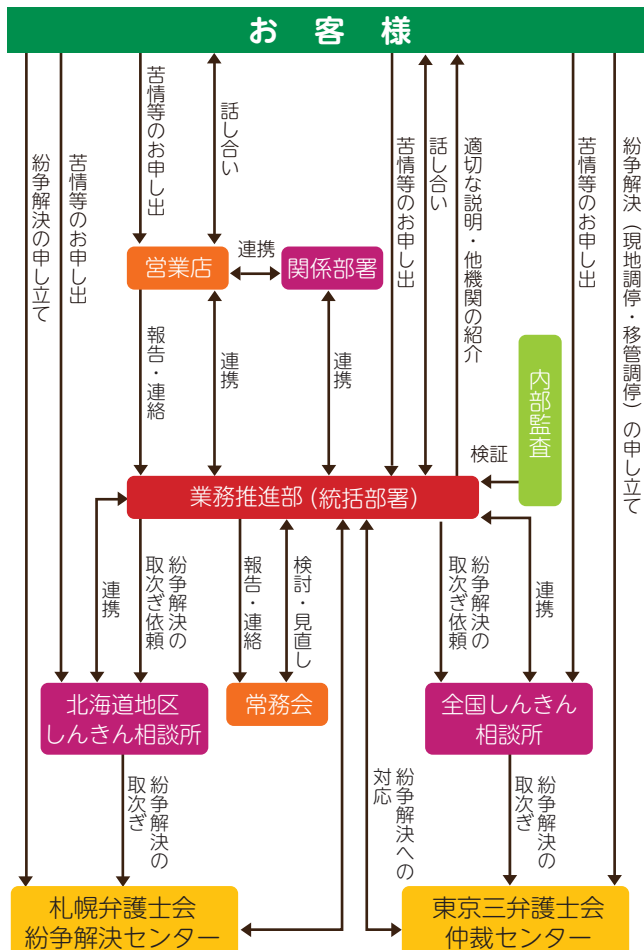
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、上記しんきん相談所または当金庫業務推進部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停～東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停～当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下の通り金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務推進部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署、および業務推進部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を業務推進部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



リスク管理の体制

当金庫では、リスク管理態勢の強化を最重要課題の一つとして位置付け、その適正化に向けて各リスク管理方針及び管理規程を策定し、リスクを統合的に管理しております。

自らが、さらされているリスクの種類や量及び特性を適切に計測・評価し、許容力に応じたリスクテイクを行うとともに、適切な収益を確保するため、リスク管理の高度化と管理態勢の充実に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当金庫の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当金庫の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能または利息の継続的な支払いが不能になり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出審査会・本部審査部門・営業店審査部門が、適切な審査を行い健全な貸出資産の積み上げに努めているほか、経営支援課により取引先の財務状況改善のためのサポートを実施しております。

また、リスク管理として、内部格付制度の活用や信用リスク量・不良債権比率・大口与信比率・特定業種への集中度・大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額等を、定期的に計測・評価して A L M（資産負債総合管理）委員会に報告するなど、適切なリスク管理を行っております。

一方、審査能力を高めるため、内部研修・外部研修を実施して職員のスキルアップに努めております。

市場リスク管理

資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫では A L M 委員会において、経済や市場金利の動向を勘案しつつ、運用や調達の方針を策定しております。

また、定期的に A L M システム等により金利リスク量の計測や収益シミュレーション管理などを適切に行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金が固定化したり、資金の調達が困難になったりして資金が不足し、店頭での支払いや決済資金に支障をきたすリスクのことです。

当金庫では、運用と調達のバランスに最善の注意を払い、常に余裕を持った資金管理を行っており、十分な支払い資金を保有しております。

また、信金中央金庫と連携して流動性への対応を図っておりバックアップ体制も充実しております。

内部監査

当金庫では、監査部が監査計画に基づき、本部各部署、各営業店に対して監査を実施するとともに、その結果を経営陣に報告を行っております。

また、常勤監事による監査と併せ監査機能の強化を図っております。

外部監査

当金庫では、監査法人夏目事務所を外部監査法人として選任し、監査体制を強化しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクなどが含まれます。

当金庫は、事務リスクやシステム・リスク等に対する管理態勢を強化して、適切にリスク管理を行っております。

●事務リスク管理

当金庫では、本部事務指導部門の定期的な臨店指導と監査部門の臨店監査などにより事務リスクの管理を徹底しております。

また、営業店及び各部門に対しては、事務ミスの報告や定期的な店内検査の実施と報告を義務づけております。

一方、事務ミスを極小化するため、研修等により事務レベルの向上を図るとともに、各種管理規程やマニュアルを整備して、ミスの未然防止のための万全の態勢を整えております。

●システム・リスク管理

当金庫では、（一社）しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、バックアップ体制など万全のシステム体制を講じております。また、コンピューターによる不正・事故防止等にも細心の注意を払っております。

また、当金庫のパソコンネットワークについては「ファイルセキュリティシステム」により暗号化が施されており、パソコン内の情報は厳格に保護されております。

●法務リスク管理

当金庫では、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスの実施状況を協議するなど管理態勢の充実に努めております。

また、各契約書や規程等の制定などにあたり、顧問弁護士による確認の徹底など法令上の管理態勢の強化に努めております。

●風評リスク管理

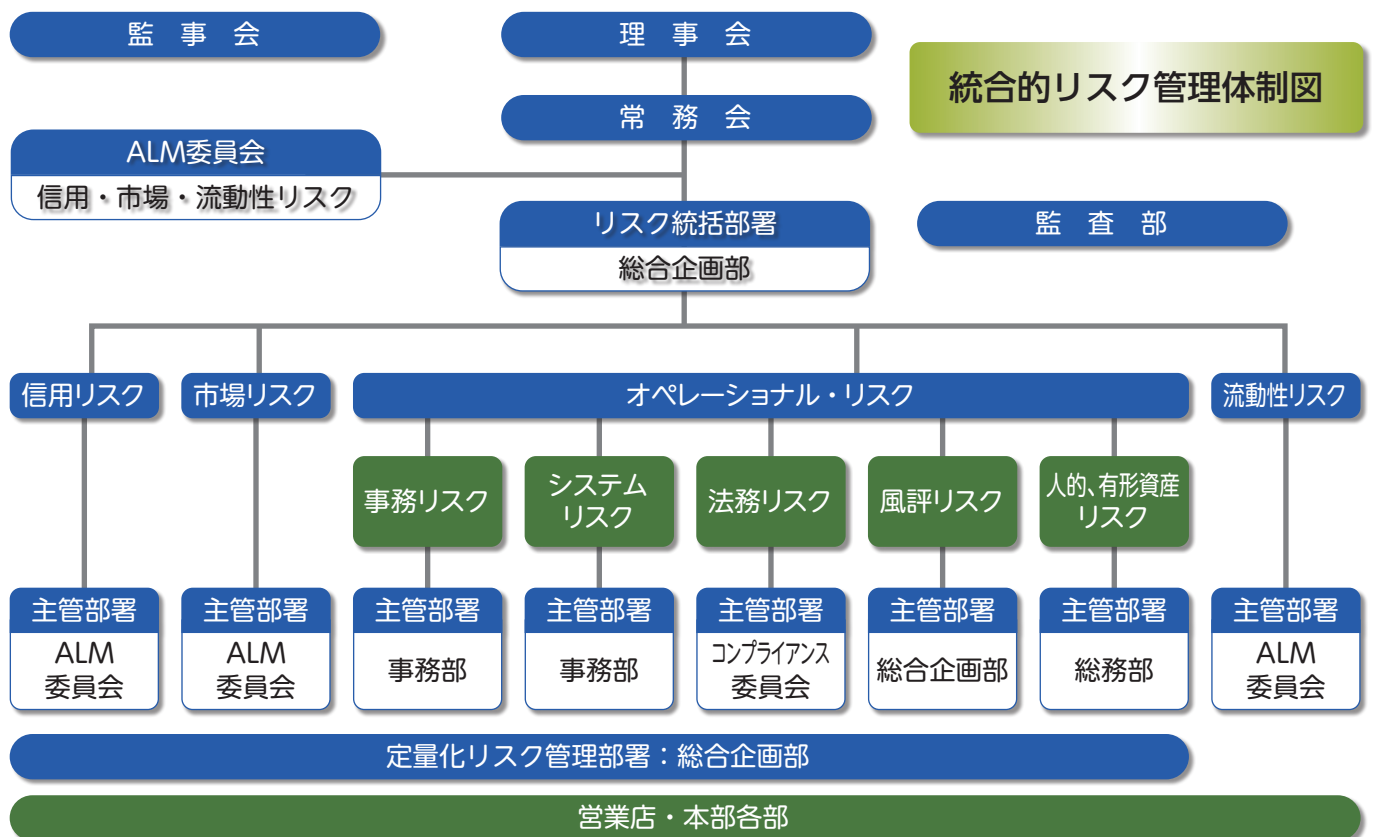
風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対する顧客等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクのことです。当金庫では、風評リスク管理規程を策定し、営業店と本部の連絡を密にしているほか、お客様の苦情に対する管理態勢やインターネット上の情報管理の徹底など十分な管理態勢を確保しております。

●人的リスク管理

当金庫では、職員一人ひとりが、能力の向上や意欲を持って仕事に取組める職場環境を整備すると共に、人事運営上の不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。

●有形資産リスク管理

当金庫では有形資産の機能を最大限に発揮するため、職員一人ひとりが普段から金庫の有形資産の維持・保守に取組み、また災害時等の対応策を講じることでリスクの極小化に努めております。



コンプライアンス（法令等遵守）の体制

コンプライアンス（法令等遵守）は金庫の重要方針であります。

- ・コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な企業活動を遂行する」ことをいいます。
留萌信用金庫がその社会的使命を果たし、会員や利用者の皆様の多様なニーズに応え、きめ細かいサービスを提供し社会の信頼を得ていくためには、金庫の役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければなりません。
- ・当金庫は、経営課題の一つに「コンプライアンスの重視」を掲げ、コンプライアンス体制の一層の充実に努めております。
- ・当金庫では、実効性を高めるため、コンプライアンスの統括部門を設置しているほか、各本店にコンプライアンス委員やコンプライアンス担当責任者を配置してモニタリング体制と報告体制を強化しております。また、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス・マニュアル」を策定して全職員に配付し、研修を強化するなどあらゆる機会を通じて役職員への徹底を図っております。

行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取り組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

留萌信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

信用金庫と信金中央金庫について

信用金庫業界は、令和6年3月末現在で、全国254金庫、預金161兆円を超える強力なネットワークを造り上げております。

その中枢機関である「信金中央金庫」は、34兆円もの資金を有する金融機関であります。

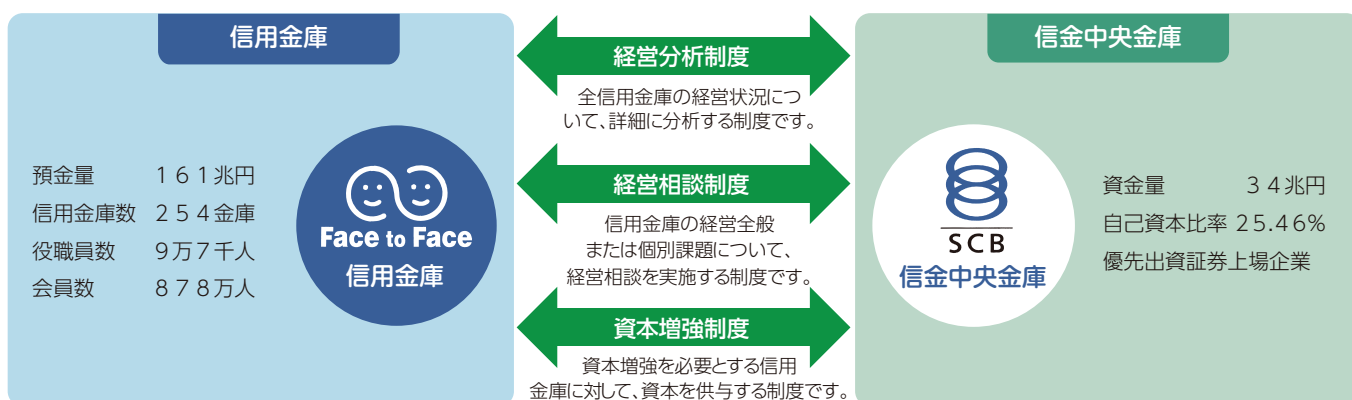
信金中央金庫は、全国の信用金庫が会員になって設立した信用金庫の中央銀行的存在であります。

このように、信用金庫業界は信用金庫と信金中央金庫が堅い絆で結ばれた信頼性の高い業界であります。

●信用金庫経営力強化制度

信用金庫業界では、お客様により安心してお取引をいただくために、業界独自のセーフティーネット「信用金庫経営力強化制度」があります。

これは、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫が、経営分析、経営相談、資本増強などで信用金庫を強力にサポートする制度であります。



金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、決済用普通預金等

貸出業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び商業手形の割引（電子記録債権の割引含む）

内国為替業務

送金、振込、代金取立等

外国為替業務

信金中央金庫への取次業務（地方公共団体に限るサービス）

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資

付随業務

●代理業務

- ①日本銀行歳入代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③株式払込金の受入代理業務および株式配当金の支払代理業務
- ④信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務

●債務の保証

●貸金庫業務および保護預り

●公共債の引受

●国債等公共債の窓口販売

●生命保険および損害保険の窓口販売

●投資信託の窓口販売

●M&A仲介業務の取次

●電子債権記録業に係る業務

商品・サービスのご案内

各種法人・事業ローンのご案内

ローンの種類	ご融資額	期 間	担保・保証	特 色
商売繁盛ローン (Ⅰ型・Ⅱ型)	運転資金1億5,000万円 以内設備資金2億円以内	運転資金10年以内 設備資金20年以内	不動産担保 信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	経営の安定、合理化を目的とする運 転・設備資金にご利用できる大型ロ ーンです。
商売繁盛ローン (Ⅲ型・Ⅳ型)	運転・設備資金合算で 3,000万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内	不動産担保(設備利用時) 保証人(原則代表者のみ)	当金庫との取引があり、所定の財務 基準を満たす方を対象とし経営の安 定・合理化を目的とする資金にご利 用できます。
フ リ ー ロ ー ン	8,000万円以内	20年以内	不動産担保 (団体信用生命保険に加入 していただきます)	設備資金や運転資金など幅広く、長 期にご利用できます。
ア パ ー ト ロ ー ン	2億円以内	25年以内	不動産担保 信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	賃貸アパート・マンションの購入・ 建設資金にご利用できます。
オーナーズ カードローン	2,000万円以内	2年(更新可)	信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	事業資金が必要なときにカード1枚 でご利用できます。
創業支援特別融資 「ドリーム」	500万円以内	5年以内	保証人(原則代表者のみ)	新規開業時又は創業まもない方を対 象とし、原則無担保にてご利用いた だけの商品です。
企業再生支援融資 「ファイト」	500万円以内	5年以内	保証人(原則代表者のみ)	当金庫と既にお取引があり、且つ財 務改善に意欲的に取り組む先に対し 原則無担保にてご利用いただける商 品です。

各種サービスのご案内

種 類	特 色
キャッシュサービス	るしんキャッシュカードは当金庫本支店のほか、全国の提携金融機関の現金自動支払機で現金のお引き出しと残高の照会がご利用できます。
デビットカード	今お持ちのキャッシュカードを提示して暗証番号を入力するだけで、お買い物・お食事・レジャーがキャッシュレスで利用でき、手数料もかかりません。
国債の窓口販売	個人向け国債(変動10年・固定5年・固定3年)及び利付国債の販売をいたしております。
投資信託の窓口販売	お客様の多様な運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの「投資信託」を品揃えしております。
損害保険の窓口販売	公的融資以外の住宅ローン利用者向けに特約付住宅火災保険の他、債務返済支援保険、傷害保険、業務災害補償保険の販売をいたしております。なお、傷害保険は、パソコン・スマホで24時間365日非対面の契約申込み手続が可能です。
生命保険の窓口販売	未来のライフプランをお手伝いする終身保険、学資保険、また、第三分野の医療保険、がん保険、介護保険及び休職保険をご用意しております。
給与振り込み	大切な給料やボーナスをご指定口座に自動的にお振り込みいたします。
自動支払い	公共料金や公営住宅家賃、学費などを、自動的にお支払いいたします。
自動受取り	厚生年金・国民年金・共済組合の年金などを、自動的に預金口座にお振り込みいたします。
クレジットカード	お買い物・お食事・レジャーに利用できるしんきんVISAカードやしんきんJCBカードの申込みを受付いたしております。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などを安全にお預かりいたします。
貸金庫	大切な財産を災害等から安全にお守りいたします。なお、月寒支店は便利な全自動貸金庫をご利用できます。
テレホンバンキング	るしんキャッシュカードをお持ちの方なら、残高照会、入出金明細照会、振込み・振替が電話1本でOK。しかも通話料金は無料です。フリーコール 0088-24-5511 または フリーダイヤル 0120-938-448
インターネットバンキング	インターネットで法人向けファームバンキングのサービスが利用できるWEB-FBサービスと、インターネットや携帯電話で照会・振込などが利用できる個人向けのWEBバンキングサービスを提供いたします。また、Pay-easy(ペイジー)で収納サービスもご利用できます。
るしん電子マネー チャージサービス	お客様の預金口座から資金を引き落とし、お客様のスマートフォンに電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
電子記録債権サービス (でんさいネット)	インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。
通帳アプリ	「しんきん通帳アプリ」で、いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンで確認できます。「紙通帳」から「通帳アプリ」に切り替えできます。
家族信託口座	家族間で締結した信託契約のために利用できる専用口座です。
代理人サービス	あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続きを行うことができるサービスです。
将来のための代理人 サービス	将来認知症等になり、認知・判断能力を喪失しても、あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金手続きを行うことができるサービスです。

各種手数料一覧

(令和6年6月末現在)

為替手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類	内訳・単位・範囲			当金庫宛	他金融機関宛
振込 手数料	電信扱い	一般	3万円未満	220	660
			3万円以上	440	880
		視覚 障害者等	3万円未満	110	440
			3万円以上	330	660
	文書扱い	3万円未満	－	440	
		3万円以上	－	660	
WEB・FB・HB・ テレホン・為替自動振込			3万円未満	110	275
			3万円以上	220	440
ATM 振込 ※ 1	現金	3万円未満	110	385	
		3万円以上	330	550	
	キャッシュカード	3万円未満	110	275	
		3万円以上	220	385	
給与振込 ※ 2	振込指定日の2営業日前迄			－	220
	上記以外			220	660
取立	電子 交換	小切手	一通	無料	無料
		手形	一通	440	660
	個別取立※ 3	手形・小切手	一通	1,100	1,100
その他 手数料 ※ 4	振込組戻		一口につき	1,100	1,100
	振込訂正				
	取立組戻				
	取立店頭呈示				
	不渡返却				

- ※1 ATM振込手数料には平日午後6時以降、土曜午後2時以降、及び日曜・祝日は延長利用料金110円がかかります。
- ※2 WEB・FBサービス等を除く窓口扱いの給与振込が対象となります。
- ※3 「至急扱い」及び電子交換所不参加金融機関宛ての手形・小切手の取立、または電子交換できない証券類など郵送対応が必要なものとします。
- ※4 取立手形店頭呈示の取立費用が当金額を超えたときは、その実費とします。

融資手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類	内訳・範囲・金額	
融資証明発行手数料	1通	5,500
質権設定承諾書発行手数料	1通	3,300
債務保証書発行手数料	1通	2,200
アパートローン事務取扱手数料	1件	55,000
住宅ローン事務取扱手数料	1件	55,000
遠隔地不動産担保調査手数料※5	営業区域外・融資案件1件につき	55,000
不動産担保設定・変更・留 保手数料	新規設定・追加担保・順位 変更・極度額変更・留保	55,000
証書貸付の 変更※6	固定・変動金利選択型 変動を固定に変更	11,000
		11,000
	一部繰上 償還	消費者ローン 5,500
		住宅資金 11,000
		事業性資金 11,000
		アパート ローン 繰上返済額×0.5%※8 (但し最低手数料額は20,000円とする)
	繰上返済 ※7	消費者 ローン 当初貸出から5年未満 5,500
		当初貸出から5年以上 3,300
		住宅資金 当初貸出から5年未満 22,000
		当初貸出から5年以上 11,000
その他条件変更手数料 (返済方法・期間延長・債務者保証人変更)	事業性資金	22,000
	アパート ローン 繰上返済額×0.5%※8 (但し最低手数料額は30,000円とする)	
		33,000

- ※5 遠隔地は営業店が所在する次の地域を除く地域とします。
【札幌地区】札幌市、石狩市、江別市、北広島市、当別町、恵庭市、千歳市
【旭川地区】旭川市、鷹栖町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町
【留萌地区】留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村
※6 債務者死亡に伴う場合は無料となります。
- ※7 当金庫のご融資を当金庫で借り換える場合は無料となります。
- ※8 アパートローンの一部繰上償還手数料、および繰上返済手数料は不課税となります。
- ※9 2020年8月3日以降に開設した普通預金で2年以上取引がなく、他に預り金融資産がない場合、対象となります。
- ※10 QRコード収納が利用できる場合や当金庫と収納契約のある公金取次は無料となります。
- ※11 当金庫に預金口座をお持ちの方は、20枚まで無料となります。

その他手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類	内訳・単位・範囲			金 額
小切手・手形用紙	一般当座	小切手帳	1冊(50枚)	2,200
		約束手形	1冊(50枚)	2,200
		為替手形	1冊(50枚)	2,200
	マル専当座	マル専手形	1枚	1,100
	金融機関借入専用	手形	1枚	660
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書		1枚	5,500
当座預金口座開設手数料			1回	11,000
家族信託口座開設手数料			1回	55,000
残高証明発行手数料 (出資金のみの場合は無料)	当庫制定様式		1通	550
	監査法人様式		1通	3,300
取引証明発行手数料	監査法人様式		1通	3,300
自己宛小切手発行手数料			1枚	550
証書・通帳再発行手数料			1冊	1,100
カードローンカード発行手数料			1枚	—
カード再発行手数料	キャッシュカード・ローンカード		1枚	1,100
取引明細発行手数料			1枚	110
未利用口座管理手数料		※9	年間・1口座	1,320
地方税取扱手数料		※10		880
貸金庫手数料	職員対応	第1種	年間	6,600
		第2種	年間	13,200
		第3種	年間	19,800
	全自動	第1種	年間	13,200
		第2種	年間	19,800
		第3種	年間	26,400
夜間金庫手数料	鞆個数	1～5個	月額	7,700
		6～10個	月額	9,900
		11個以上	月額	12,100
	入金帳発行		1冊	1,100
株式払込金保管証明書 作成手数料 払込金受入証明書 作成手数料	500万円未満×0.25%×110%=			
	500万円以上×0.20%×110%=			
	1億円以上 ×0.15%×110%=			
	3億円以上 ×0.10%×110%=			
メール集金手数料	週1回		月額料金	2,200
	週2回		月額料金	4,400
	週3回		月額料金	6,600
	週4回		月額料金	8,800
	週5回		月額料金	11,000
両替 手数料	* 持参枚数または両替後枚数のいずれか多い方の枚数(紙幣+硬貨)			
	窓口	1枚～20枚	※11	330
		21枚～100枚		330
		101枚～500枚		440
		501枚～1,000枚		880
		1,001枚～1,500枚		1,320
		1,501枚～2,000枚		1,760
		2,001枚以上		500枚毎に440円加算
	両替機	* 両替後の枚数 (紙幣+硬貨)		
		1枚～20枚		—
		21枚～100枚		100
		101枚～1,000枚		200
大量硬貨取扱手数料 (硬貨のみ)	1枚～500枚			—
	501枚～1,000枚			440
	1,001枚～2,000枚			880
	2,001枚以上			1,000枚毎に440円加算
為替自動振込基本料	為替自動振込		1回	55
HBサービス基本料	照会・通知・即時資金移動		月額	1,100
WEB・FBサービス基本料	照会・都度振込の簡易プラン		月額	1,100
	法人向けインターネットバンキング		月額	3,300
WEB/バンキングサービス基本料	個人事業主を除く 個人は無料		月額	1,100
ハードウェア・追加・再発行手数料			1個	1,650
電子マネーチャージサービス	チャージ金額10,000円未満		1回	55
	チャージ金額10,000円以上			—
個人情報開示手数料	開示項目(取引明細を除く)		1項目毎	2,200
代理人サービス				無料
将来のための代理人サービス				無料

るしんのあゆみ

昭和

7年12月	保証責任留萌信用組合として設立
20年8月	本店店舗を本町3丁目に移転
28年6月	信用金庫に改組
29年5月	増毛支店開設
30年3月	預金量1億円突破
6月	本店店舗を本町4丁目に新築移転
31年4月	苫前支店開設
33年11月	小平支店開設
34年7月	古丹別支店開設
36年10月	羽幌支店開設
37年3月	預金量10億円突破
10月	駅前支店開設
38年9月	鬼鹿支店開設
10月	創立30周年、金庫改組10周年記念式典及び新本店 店舗新築（鉄筋コンクリート造地上3階地下1階）
43年2月	旭川及び北空知地区を営業地区として拡張
44年6月	経営相談所開設
10月	旭川支店開設（旭川市内第1号店）
47年3月	預金量100億円突破
49年11月	旭川北支店開設
52年12月	日本銀行との当座預金取引開始
54年11月	旭川東支店開設
55年6月	初山別支店開設
56年3月	預金量500億円突破
4月	本店、駅前支店に道内信金業界初の店内ATM設置
11月	創立50周年を機に本店店舗を花園町2丁目に新築し移転 （鉄筋コンクリート造地上7階、地下1階） 旧本店を中央支店に変更
57年10月	沖見支店開設
59年6月	国債代理店取扱開始
12月	全店にATM、CD設置完了
60年6月	札幌市を営業地区として拡張
62年7月	中小企業人材育成制度制定 （中小企業大学校旭川校への人材派遣）
63年10月	あたご支店開設

平成

元年6月	営業地区の拡張（上川郡愛別町・上川町・美瑛町）
2年10月	開成支店開設（札幌市内第1号店）
3年1月	留萌市立総合病院自動サービスコーナー（店外ATM） 開設
4年9月	創立60周年記念、瀬川瑛子・山川豊 ジョイントコンサート開催
10月	新川支店開設
5年3月	預金量1,000億円突破
6月	営業地区の拡張 （千歳市・恵庭市・江別市・小樽市・北広島市）
11月	初山別支店店舗移転新築
6年10月	本店自動サービスコーナーのATMで振込事務取扱開始
8年1月	信用金庫業界初のインターネットホームページ 「ふれ愛さわやか」発信
9月	苫前支店店舗新築
10月	札幌西支店開設
9年1月	札幌支店名称変更（旧開成支店）
5月	当金庫創立65周年の記念として、下記市町村に対し 総額5,000万円を寄贈 留萌市2,000万円、羽幌町1,000万円、増毛町 500万円、小平町500万円、苫前町500万円、 初山別村500万円
8月	マックスバリュ留萌店自動サービスコーナー （店外ATM）開設（南町コーナー移転、名称変更）
10年10月	羽幌支店店舗新築
14年7月	70年史「るしんのあゆみ」発行

平成

14年9月	第1回留萌信用金庫杯留萌地方中学校秋季野球大会開 催
18年1月	個人向け国債発売
10月	投資信託窓口販売業務開始
20年1月	留萌振興局と包括連携協定締結
3月	留萌・元気づくりセミナー開催
6月	第1回留萌信用金庫理事長杯パークゴルフ大会開催
23年12月	中央支店店舗新築
24年2月	「駅前支店」を廃止、本店営業部と統合
5月	創立80周年記念「るしん未来塾」開塾
6月	創立80周年記念定期預金「KAZUMOちゃん」発売
11月	創立80周年記念事業として、留萌管内支店所在の市 町村に対し総額1,000万円を寄贈
12月	札幌地区4店舗目となる月寒支店開設 （㈱エフエムもえとの災害時非常放送に関する協定締 結）
25年5月	「認知症サポーター」に職員139名認定
6月	札幌医科大学と包括連携協定締結
26年11月	小平支店店舗新築
27年2月	「沖見支店」を廃止、中央支店と統合 沖見支店跡に「中央支店沖見出張所（ATMコーナー）」 を設置
7月	日本政策金融公庫との包括連携協定締結
8月	北洋銀行との連携協定締結
9月	留萌商工会議所青年部及び留萌青年会議所との包括連 携協定締結
12月	預金量2,000億円突破
28年3月	留萌市と留萌商工会議所との包括連携協定締結 留萌市へKAZUMOちゃんラッピングカー寄贈
9月	オリックスクレジット保証付「スマートローン」発売 商工組合中央金庫との包括連携協定締結
12月	日本酒「数子のふるさと」プロデュース
29年6月	萌志会（留萌建設協会二世会）との包括連携協定締結 南もい農業協同組合との包括連携協定締結
9月	留萌市船場公園のネーミングライツスポンサー契約締結 「るしんふれ愛パーク」と命名
31年4月	3金庫（当金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫） 合同制作地域情報紙【きたる新聞】創刊

令和

元年10月	北門信用金庫・北空知信用金庫との包括連携協定締結
2年3月	「るしん新型コロナウイルス緊急対応融資」取扱開始
5月	貸出金残高1,000億円突破
4年2月	札幌地区5店舗目となる札幌中央支店開設
3月	北海道銀行とATM相互無料提携を締結
9月	創立90周年記念事業として、札幌交響楽団による 「創立90周年記念コンサート」開催
10月	「創立90周年記念定期預金」発売
11月	北海道銀行・Socio Future(株)と「地域 金融に関する新たな連携スキームの開始」協定を締結
12月	創立90周年記念事業として、レバンガ北海道とSD Gsパートナー連携し、留萌管内中学校8校及び留萌 市内ミニバスケットボールクラブにバスケットボール 計65球を寄贈
5年2月	鬼鹿支店を廃止、小平支店に統合
5月	古丹別支店を苫前町公民館内に移転
7月	羽幌支店内に北海道銀行の共同窓口を開設
11月	北洋銀行とATM相互無料提携を締結
6年2月	あたご支店を廃止、旭川東支店に統合

開示項目一覧

I 信用金庫法で定められた開示項目索引

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ①理事・監事の氏名及び役職名…………… 2
- ②会計監査人の氏名又は名称…………… 2
- ③事業の組織…………… 3
- ④事務所の名称及び所在地…………… 2、4、5
- ⑤当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者
…………… 該当ございません

2. 金庫の主要な事業内容

- 主要な事業内容…………… 20

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 10
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況
 - ①経常収益…………… 10
 - ②経常利益又は経常損失…………… 10
 - ③当期純利益又は当期純損失…………… 10
 - ④出資総額及び出資総口数…………… 10
 - ⑤純資産額…………… 10
 - ⑥総資産額…………… 10
 - ⑦預金積金残高…………… 10
 - ⑧貸出金残高…………… 10
 - ⑨有価証券残高…………… 10
 - ⑩単体自己資本比率…………… 10
 - ⑪出資に対する配当金…………… 10
 - ⑫職員数…………… 10
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く） 30
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務
収支…………… 30
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利ざや…………… 30
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 30
 - オ. 総資産経常利益率…………… 30
 - カ. 総資産当期純利益率…………… 30
 - ②預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高…………… 31
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残高…………… 31
 - ③貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の
平均残高…………… 31
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高…………… 31
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額…………… 31
 - エ. 使途別の貸出金残高…………… 31
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める
割合…………… 32
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値…………… 31

④有価証券に関する指標

- ア. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 該当ございません
- イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…………… 33
- ウ. 有価証券の種類別の平均残高…………… 33
- エ. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 33

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制…………… 17、18
- ②法令遵守の体制…………… 18
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組みの状況…………… 11、12
- ④金融ADR制度への対応…………… 16

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書…………… 25～29
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
①から④までに掲げるものの合計額
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 36
 - ②危険債権…………… 36
 - ③三月以上延滞債権（貸出金のみ）…………… 36
 - ④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）…………… 36
 - ⑤正常債権…………… 36
- (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別に定める事項…………… 37～44
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び
評価損益
 - ①有価証券…………… 34
 - ②金銭の信託…………… 該当ございません
 - ③施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引該当ございません
ア. 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ
取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの
以外のもの
イ. 法第53条第3項第13号に規定する金融等デリバティブ取引
ウ. 先物外国為替取引
エ. 有価証券関連デリバティブ取引
オ. 金融商品取引法第2条第21項第1号に掲げる取引又は
外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 32
- (6) 貸出金償却の額…………… 32
- (7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、
損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に
ついて会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 26

6. 金融商品の時価のレベルごとの

内訳等に関する事項…………… 35

7. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営

**又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして
金融庁長官が別に定めるもの…………… 29**

II 金融再生法に基づく債権の開示…………… 36

貸借対照表

[金額単位：百万円]

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
■資産の部		
現 金	2,173	2,229
預 け 金	79,473	83,748
有 価 証 券	56,371	54,451
国 債	11,842	9,546
地 方 債	7,357	5,948
社 債	19,445	20,655
株 式	15	15
そ の 他 の 証 券	17,709	18,285
貸 出 金	119,538	123,930
割 引 手 形	382	201
手 形 貸 付	9,090	10,372
証 書 貸 付	104,260	106,393
当 座 貸 越	5,805	6,963
そ の 他 資 産	1,222	1,660
未 決 済 為 替 貸	29	99
信 金 中 金 出 資 金	858	1,228
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	238	232
そ の 他 の 資 産	96	98
有 形 固 定 資 産	2,884	2,935
建 物	1,456	1,385
土 地	1,272	1,235
リ ー ス 資 産	2	2
建 設 仮 勘 定	－	122
その他の有形固定資産	152	190
無 形 固 定 資 産	9	22
ソ フ ト ウ ェ ア	0	14
その他の無形固定資産	8	8
前 払 年 金 費 用	742	722
繰 延 税 金 資 産	231	401
債 務 保 証 見 返	1,143	1,387
貸 倒 引 当 金	△1,892	△1,911
(うち個別貸倒引当金)	(△1,708)	(△1,722)
資 産 の 部 合 計	261,897	269,579

[金額単位：百万円]

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
■負債の部		
預 金 積 金	244,845	251,921
当 座 預 金	6,493	7,896
普 通 預 金	97,748	106,968
貯 蓄 預 金	1,923	1,978
通 知 預 金	809	675
定 期 預 金	128,486	125,572
定 期 積 金	7,914	7,408
そ の 他 の 預 金	1,470	1,421
借 用 金	80	60
借 入 金	80	60
そ の 他 負 債	481	563
未 決 済 為 替 借	40	79
未 払 費 用	89	106
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	207	242
前 受 収 益	52	57
払 戻 未 済 金	6	3
払 戻 未 済 持 分	9	5
リ ー ス 債 務	2	2
資 産 除 去 債 務	44	45
そ の 他 の 負 債	27	21
賞 与 引 当 金	23	22
役員退職慰労引当金	165	121
偶 発 損 失 引 当 金	5	11
睡眠預金払戻損失引当金	4	2
繰 延 税 金 負 債	－	－
債 務 保 証	1,143	1,387
負 債 の 部 合 計	246,748	254,090
■純資産の部		
出 資 金	564	563
普 通 出 資 金	564	563
利 益 剰 余 金	15,208	15,970
利 益 準 備 金	568	564
その他利益剰余金	14,639	15,406
特 別 積 立 金	13,400	14,100
(地域振興積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	1,239	1,306
処 分 未 済 持 分	△0	0
会 員 勘 定 合 計	15,772	16,534
その他有価証券評価差額金	△624	△1,045
評価・換算差額等合計	△624	△1,045
純 資 産 の 部 合 計	15,148	15,488
負債及び純資産の部合計	261,897	269,579

損益計算書

[金額単位：千円]

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	3,186,407	3,277,138
資 金 運 用 収 益	2,686,191	2,881,379
貸 出 金 利 息	1,890,597	2,026,238
預 け 金 利 息	120,929	180,954
有価証券利息配当金	653,547	653,069
その他の受入利息	21,117	21,117
役 務 取 引 等 収 益	252,372	275,918
受入為替手数料	78,693	80,292
その他の役務収益	173,678	195,625
そ の 他 業 務 収 益	78,112	18,274
国債等債券売却益	32,284	5,124
その他の業務収益	45,828	13,150
そ の 他 経 常 収 益	169,731	101,566
貸倒引当金戻入益	22,043	—
償却債権取立益	10,100	75,000
株式等売却益	58,983	12,462
その他の経常収益	78,605	14,103
経 常 費 用	2,141,013	2,186,576
資 金 調 達 費 用	29,909	33,582
預 金 利 息	29,330	33,165
給付補填備金繰入額	455	322
借 用 金 利 息	123	94
役 務 取 引 等 費 用	181,367	192,021
支払為替手数料	24,033	24,857
その他の役務費用	157,333	167,163
そ の 他 業 務 費 用	12,493	1,651
国債等債券売却損	10,538	—
その他の業務費用	1,954	1,651
経 費	1,890,248	1,915,140
人 件 費	1,181,183	1,175,707
物 件 費	648,170	675,445
税 金	60,894	63,987
そ の 他 経 常 費 用	26,994	44,180
貸倒引当金繰入額	—	19,348
株式等売却損	1,286	999
その他資産償却	3,161	5,111
その他の経常費用	22,546	18,722

[金額単位：千円]

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 利 益	1,045,393	1,090,562
特 別 利 益	9,490	394
固定資産処分益	3,531	394
その他の特別利益	5,959	—
特 別 損 失	2,064	29,827
固定資産処分損	842	5,471
減 損 損 失	1,221	24,355
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,052,819	1,061,129
法人税、住民税及び事業税	249,348	285,636
法 人 税 等 調 整 額	115,237	△9,389
法 人 税 等 合 計	364,585	276,246
当 期 純 利 益	688,233	784,883
繰越金（当期首残高）	551,266	521,532
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,239,499	1,306,415

剰余金処分計算書

[金額単位：千円]

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,239,499	1,306,415
繰越金（当期首残高）	551,266	521,532
当 期 純 利 益	688,233	784,883
積 立 金 取 崩 額	4,568	954
剰 余 金 処 分 額	722,536	822,479
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	22,536	22,479
特 別 積 立 金	700,000	800,000
繰越金（当期末残高）	521,532	484,890

独立監査人の監査報告

令和5年6月14日開催の第92期通常総代会及び、令和6年6月13日開催の第93期通常総代会で報告を行った令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人夏目事務所の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性の確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月13日

留萌信用金庫

理事長 中 村 康 存

貸借対照表注記

(令和5年度貸借対照表注記)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)及び一部定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年 その他 2年～15年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は853百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛け金拠出割合(令和5年3月分)	0.1708%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金26百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基

礎となる情報とあわせて注記しております。

14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金 1,911百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・繰延税金資産 675百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 206百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,904百万円

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,735百万円

危険債権額 1,942百万円

要管理債権額 7百万円

三月以上延滞債権額 1百万円

貸出条件緩和債権額 7百万円

小計額 3,685百万円

正常債権額 121,708百万円

合計額 125,393百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は201百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

・担保に供している資産

有価証券(額面) 500百万円

預け金 200百万円

・担保資産に対応する債務

預金 110百万円

借用金 60百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金15,700百万円を差し入れております。

22. 出資10当たりの純資産額 1,374円71銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をおこなっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び関連する諸規程・要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、リスク管理統括部署である総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、総合企画部を通じ理事会等及びALM委員会に定期的に報告されております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会等の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

なお、当金庫で保有している政策投資株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」および「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（観測期間5年、信頼区間99%、保有期間240日）により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で5,656百万円です。

また、VaRの計測が不可能な金融商品は帳簿価格を、データ日数不足によりVaRが計測できない金融商品は帳簿価額の50%を、各々、上記で計測したVaRに単純合算しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない場合があります。そのため、様々な危機的状況を想定しリスク量を計測するストレス・テストも併せて実施し、市場リスクの適切な管理をおこなっております。

なお、当金庫では、VaRの計算方法の妥当性を確認するために、バックテストを実行しており、計測手法の有効性等について検証しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段を確立し流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません。（（注2）参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (※1)	83,749	83,921	171
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,275	16,173	△1,102
その他有価証券	37,152	37,152	—
(3) 貸出金 (※1)	123,930		
貸倒引当金 (※2)	△1,906		
	122,023	123,024	1,000
金融資産計	260,201	260,271	70
(1) 預金積金 (※1)	251,921	251,982	60
(2) 借入金 (※1)	60	60	0
金融負債計	251,981	252,042	60

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

〔金融資産〕

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

満期のある預け金については、一定期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（SWAP等）で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記については25. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

②①以外のうち変動金利によるものは帳簿価額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（SWAP等）で割り引いた価額

〔金融負債〕

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定期間及び種類ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規実行金利ベースから算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
信金中央金庫普通出資金 (※1)	1,228
非上場株式 (※1)	15
組合出資金 (※2)	7
その他出資金 (※1)	1
合 計	1,253

（※1）非上場株式、信金中央金庫普通出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (※)	23,000	27,000	2,000	7,000
有価証券				
満期保有目的の債券	3,693	3,766	616	9,200
その他有価証券のうち満期があるもの	1,678	2,655	8,576	18,164
貸出金 (※)	23,068	39,137	27,003	27,478
合 計	51,439	72,559	38,195	61,842

（※）預け金のうち、満期の無いもの及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (※)	226,861	25,059	—	—
借入金	20	40	—	—
合 計	226,881	25,099	—	—

（※）預金積金のうち、要求払預金等は「1年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. も同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	932	954	22
	社 債	2,753	2,758	5
	外 国 証 券	1,799	1,875	76
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	小 計	5,484	5,588	103
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,391	1,384	△6
合 計	外 国 証 券	10,400	9,200	△1,199
	小 計	11,791	10,585	△1,205

貸借対照表・損益計算書注記

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	6,274	6,219	54
	国 債	1,013	999	13
	地 方 債	3,231	3,208	22
	社 債	2,030	2,012	18
	そ の 他	4,512	4,110	401
	投 資 信 託	3,944	3,611	332
	優先出資証券	568	499	68
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	10,787	10,330	456
	債 券	24,799	26,559	△1,759
	国 債	8,533	9,792	△1,259
	地 方 債	1,784	1,877	△92
	社 債	14,481	14,889	△407
	そ の 他	1,565	1,708	△142
	投 資 信 託	1,565	1,708	△142
	優先出資証券	—	—	—
	小 計	26,365	28,267	△1,901
合 計		37,152	38,598	△1,445

2 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	2,690	5	—
国 債	1,989	4	—
社 債	700	0	—
そ の 他	123	12	—
投資信託	123	12	—
合 計	2,814	17	—

※期限前早期償還及び各ファンド決算処理は含めておりません。

2 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2 9, 8 9 6 百万円であります。また、これらすべて原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2 8. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産		
個別貸倒引当金限度超過額	660	
役員退職慰労引当金否認額	33	
減価償却限度超過額	57	
動産・不動産減損損失償却	35	
未払事業税引当分	17	
貸出金未収利息否認額	13	
賞与引当金限度超過額	7	
資産除去債務否認額	12	
その他有価証券評価差額金	472	
その他	18	
繰延税金資産 小 計	1,329	
評価性引当額	△654	
繰延税金資産 合 計	675	
繰延税金負債		
前払年金費用	200	
その他有価証券の評価差額	71	
その他	1	
繰延税金負債 合 計	273	
繰延税金資産の純額	401	

2 9. 企業会計基準第2 9号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	4百万円
契約負債	—百万円

(令和5年度損益計算書注記)

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 6 9円6 4銭

3. 「その他の経常収益」には、プレミアム商品券換金事務手数料3, 7 2 9千円、

役員退職慰労引当金戻入4, 0 8 1千円等を含んでおります。

- 「その他の経常費用」には、偶発損失引当金繰入5, 5 7 0千円、責任共有制度負担金1 3, 1 5 2千円を含んでおります。
- 固定資産の重要な減損損失を認識し、減損損失額を特別損失に次のとおり計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用 途	種 類	場 所
旧信和寮跡地	土地	留萌市見晴町4丁目2番地
旧駅前支店店舗用地	土地	留萌市栄町3丁目45・46・47・48・49・50番
旧あたご支店店舗用地	土地	旭川市豊岡9条7丁目42番155・158・159・160
旧あたご支店店舗	建物	旭川市豊岡9条7丁目1番3号

(2) 減損損失の認識に至った経緯

割引前キャッシュフローの総額が資産グループの期末帳簿価額を下回ったため。

また、遊休不動産等については、市場価格が簿価を下回る資産について、減損損失を認識しました。

(3) 特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
特別損失計上額は2 4, 3 5 5千円であります。

内 訳 土地 2 1, 0 8 3千円 建物 3, 2 7 1千円

(4) 減損損失を認識した当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
①減損損失を認識した当該資産グループ 遊休資産6カ所

②資産をグルーピングした方法

支店単位で資産をグルーピングした他、本部資産及び本支店の共用資産を共用資産グループとしてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を採用し、路線価及び固定資産税評価額を基準に「不動産鑑定評価基準」に基づき時価を算定しております。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はあります。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、各種融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

〔報酬体系について〕

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	1 3 1

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬・給与」9 3百万円、「退職慰労金」3 7百万円

となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第1 3 2条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成2 4年3月2 9日付金融庁告示第2 2号) 第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

●業務粗利益

[金額単位：千円]

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	2,656,281	2,847,796
資金運用収益	2,686,191	2,881,379
資金調達費用	29,909	33,582
役務取引等収支	71,004	83,896
役務取引等収益	252,372	275,918
役務取引等費用	181,367	192,021
その他の業務収支	65,619	16,623
その他業務収益	78,112	18,274
その他業務費用	12,493	1,651
業務粗利益	2,792,906	2,948,316
業務粗利益率(%)	1.02	1.08

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●利鞘

[単位：%]

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	0.98	1.05
資金調達原価率	0.73	0.72
総資金利鞘	0.25	0.33

●資金運用収支の内訳

	平均残高 [百万円]		利息 [千円]		利回り [%]	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	271,381	272,539	2,686,191	2,881,379	0.98	1.05
うち貸出金	117,874	120,168	1,890,597	2,026,238	1.60	1.68
うち預け金	89,404	94,099	120,929	180,954	0.13	0.19
うち有価証券	63,242	57,409	653,547	653,069	1.03	1.13
資金調達勘定	259,834	260,285	29,909	33,582	0.01	0.01
うち預金積金	254,855	260,218	29,786	33,488	0.01	0.01
うち借入金	4,978	67	123	94	0.00	0.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度111百万円、令和5年度117百万円)を控除して表示しております。

●受取・支払利息の増減

[金額単位：千円]

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,353	104,757	108,110	11,404	183,783	195,187
うち貸出金	73,219	32,253	105,472	37,061	98,579	135,641
うち預け金	△1,338	36,027	34,688	6,638	53,386	60,025
うち有価証券	△28,732	△3,318	△32,050	5,231	△5,709	△478
支払利息	△12	4,202	4,190	68	3,604	3,673
うち預金積金	1,219	2,998	4,217	695	3,006	3,702
うち借入金	－	△26	△26	－	△29	△28

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。

●業務純益

[金額単位：千円]

	令和4年度	令和5年度
業務純益	904,973	1,077,523
実質業務純益	904,973	1,082,869
コア業務純益	883,227	1,077,745
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	883,227	1,077,745

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●利益率

[単位：%]

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.37	0.39
総資産当期純利益	0.24	0.28

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

●預金・譲渡性預金平均残高

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	116,763	122,373
うち有利息預金	85,573	89,699
うち無利息預金	31,189	32,674
定期性預金	136,774	136,566
うち固定金利定期預金	128,790	129,062
うち変動金利定期預金	18	15
その他	1,318	1,278
計	254,855	260,218
譲渡性預金	—	—
合計	254,855	260,218

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
定期預金	128,486	125,572
固定金利定期預金	128,470	125,558
変動金利定期預金	16	14
その他	—	—

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
割引手形	244	255
手形貸付	7,587	8,284
証書貸付	104,605	105,228
当座貸越	5,436	6,400
合計	117,874	120,168

●貸出金残高

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
貸出金	119,538	123,930
うち変動金利	56,087	61,566
うち固定金利	63,451	62,364

●貸出金の担保別内訳

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	916	1,037
有価証券	—	—
動産	124	91
不動産	41,684	43,734
その他	—	—
計	42,725	44,863
信用保証協会・信用保険	37,242	36,854
保証証	3,916	4,018
信用	35,654	38,194
合計	119,538	123,930

●債務保証見返の担保別内訳

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	1	4
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1	1
その他	—	—
計	3	5
信用保証協会・信用保険	—	—
保証証	0	0
信用	1,139	1,381
合計	1,143	1,387

●貸出金使途別残高

[単位：百万円・%]

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	61,166	51.2	60,080	48.5
設備資金	58,371	48.8	63,850	51.5
合計	119,538	100.0	123,930	100.0

●預貸率

[単位：%]

	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	48.82	49.19
期中平均預貸率	46.25	46.18

(注) $\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金等に関する指標

●貸出金業種別内訳

[単位：百万円・%]

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	111	4,201	3.5	109	4,028	3.3
農 業、林 業	21	161	0.1	21	198	0.2
漁 業	21	135	0.1	22	163	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	584	14,625	12.2	615	15,351	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	7	251	0.2	5	142	0.1
情 報 通 信 業	12	379	0.3	9	388	0.3
運 輸 業・郵 便 業	56	1,862	1.6	55	1,770	1.4
卸 売 業	87	1,974	1.7	90	2,156	1.7
小 売 業	226	6,275	5.2	234	6,085	4.9
金 融・保 険 業	33	3,002	2.5	31	2,077	1.7
不 動 産 業	885	45,114	37.7	941	48,577	39.2
物 品 賃 貸 業	11	518	0.4	10	698	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	58	753	0.6	58	795	0.6
宿 泊 業	12	223	0.2	12	214	0.2
飲 食 業	119	1,175	1.0	117	1,374	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	87	891	0.8	84	779	0.6
教育、学習支援業	15	91	0.1	13	362	0.3
医 療・福 祉	154	4,121	3.5	152	4,362	3.5
その他のサービス業	216	4,526	3.8	233	4,747	3.8
小 計	2,715	90,288	75.5	2,811	94,276	76.0
地 方 公 共 団 体	6	9,948	8.3	8	10,135	8.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,558	19,301	16.2	3,506	19,518	15.8
合 計	6,279	119,538	100.0	6,325	123,930	100.0

(注) 1. 個人事業主については、資金使途に拘わらず業種区分別に表示しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

[金額単位：百万円]

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	179	183	—	179	183	183	188	—	183	188
個別貸倒引当金	1,752	1,708	17	1,734	1,708	1,708	1,722	—	1,708	1,722
合 計	1,932	1,892	17	1,914	1,892	1,892	1,911	—	1,892	1,911

(注) 1. 貸倒引当金は、貸出金等の資産が回収できなくなった場合に備えて積み立てておくもので、自己査定基準及び償却・引当基準により計上しています。一般貸倒引当金は、将来の不良債権の発生に備えて、自己査定上の正常債権・要注意先債権などの債権に対して、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しています。一方、個別貸倒引当金は、破綻先や破綻懸念先などに対する債権に対して、計上しています。
2. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●貸出金償却

[金額単位：千円]

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却	—	—

有価証券等に関する指標

●有価証券の残存期間別残高

[金額単位：百万円]

		令和4年度						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国	債	1,806	—	—	—	—	10,036	—
地	方 債	2,615	2,330	415	1,448	—	546	—
社	債	1,170	3,085	2,214	3,202	2,808	6,964	—
株	式	—	—	—	—	—	—	15
外	国 証 券	—	1,000	—	1,699	—	9,500	—
そ	の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	5,510
								合 計

[金額単位：百万円]

		令和5年度						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国	債	—	—	—	—	—	9,546	—
地	方 債	1,371	1,144	1,047	1,056	195	1,132	—
社	債	3,000	323	2,507	3,451	3,888	7,484	—
株	式	—	—	—	—	—	—	15
外	国 証 券	1,000	—	1,399	300	300	9,200	—
そ	の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	6,085
								合 計

●有価証券の種類別の平均残高

[金額単位：百万円]

		令和4年度	令和5年度
国	債	19,682	11,721
地	方 債	7,710	7,122
社	債	18,496	20,988
株	式	15	15
外	国 証 券	12,199	12,199
そ	の 他 の 証 券	5,138	5,361
合 計		63,242	57,409

●預証率

[単位：%]

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	23.02	21.61
期 中 平 均 預 証 率	24.81	22.06

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$



黄金岬（留萌市）

●有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

※上記取引は、令和6年3月末現在において、実績はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

[金額単位：百万円]

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	940	973	33	932	954	22
	社 債	3,974	4,000	26	2,753	2,758	5
	外 国 証 券	1,500	1,552	52	1,799	1,875	76
	小 計	6,414	6,526	112	5,484	5,588	103
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	322	321	△0	1,391	1,384	△6
	外 国 証 券	10,699	9,712	△986	10,400	9,200	△1,199
	小 計	11,021	10,033	△987	11,791	10,585	△1,205
合 計		17,435	16,560	△874	17,275	16,173	△1,102

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券で時価のあるもの

[金額単位：百万円]

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	11,061	10,935	125	6,274	6,219	54
	国 債	2,850	2,798	51	1,013	999	13
	地 方 債	5,870	5,809	60	3,231	3,208	22
	社 債	2,340	2,326	13	2,030	2,012	18
	そ の 他	3,828	3,478	350	4,512	4,110	401
	投 資 信 託	3,248	2,979	268	3,944	3,611	332
	優 先 出 資 証 券	580	499	81	568	499	68
	小 計	14,890	14,414	475	10,787	10,330	456
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	22,347	23,578	△1,230	24,799	26,559	△1,759
	国 債	8,991	9,792	△800	8,533	9,792	△1,259
	地 方 債	546	594	△47	1,784	1,877	△92
	社 債	12,809	13,192	△382	14,481	14,889	△407
	そ の 他	1,673	1,782	△108	1,565	1,708	△142
	投 資 信 託	1,673	1,782	△108	1,565	1,708	△142
	優 先 出 資 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	24,021	25,360	△1,339	26,365	28,267	△1,901
合 計		38,911	39,775	△863	37,152	38,598	△1,445

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

4. 子会社株式で時価のあるもの

※上記取引は、令和6年3月末現在において、実績はありません。

5. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

[金額単位：百万円]

	令和4年度	令和5年度
非 上 場 株 式	15	15
組 合 出 資 金	7	7
信金中央金庫出資金	858	1,228
そ の 他 出 資 金	1	1

●子会社・子法人等株式

●商品有価証券

●金銭の信託

●市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外

●金融等デリバティブ取引

●先物外国為替取引

●有価証券関連デリバティブ取引

●外国金融商品市場における市場デリバティブ取引と類似の取引

※上記取引は、令和6年3月末現在において、実績はありません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

【主な分類商品】国債、上場優先出資証券等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、政府保証債、社債（上場企業等）等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】当金庫は保有しておりません。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

[金額単位：百万円]

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券（その他有価証券）	10,114	21,527		31,642
うち国債	9,546			9,546
地方債		5,015		5,015
社債		16,511		16,511
その他の証券（※1）	568			568
金融資産計	10,114	21,527		31,642

※1：企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年公表）第26項に従い、投資信託については上表に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産5,509百万円となります。

※2：時価をもって貸借対照表計上額とする金融負債はございません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

（注）当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（単体）」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（第5-2項）を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫の令和6年3月末現在の破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の合計額は36億85百万円です。

このうち、担保及び保証により18億61百万円が保全され、さらに個別貸倒引当金・一般貸倒引当金を17億19百万円積んでおり、この合計額35億81百万円にてリスク管理債権の97.16%が保全されております。

さらには、これまでの利益金の積立等による自己資本額が161億55百万円あり、将来の信用リスク発生に備えて万全を期しております。

一方、企業再生の支援を目的に「経営支援課」を設置し、積極的にお取引先の経営相談にあずかっており、資産内容の更なる健全化に向けて体制を強化しております。

当金庫は、今後とも貸出資産の健全性を確保するため厳格な審査と信用リスク管理を徹底し、経営の健全性を高めて参ります。

●信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単体)

[単位: 百万円・%]

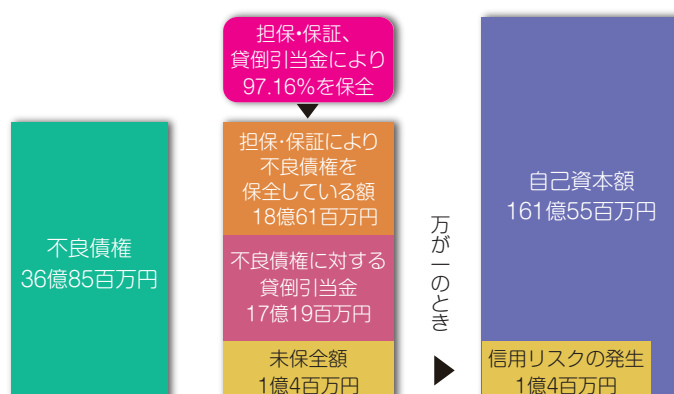
区 分	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度 1,677	1,677	241	1,436	100.00	100.00
	令和5年度 1,735	1,735	245	1,490	100.00	100.00
危険債権	令和4年度 2,050	1,935	1,667	267	94.39	70.00
	令和5年度 1,942	1,844	1,616	228	94.96	70.00
要管理債権	令和4年度 20	6	—	6	31.76	31.76
	令和5年度 7	1	—	1	14.91	14.91
三月以上延滞債権	令和4年度 —	—	—	—	—	—
	令和5年度 —	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度 20	6	—	6	31.76	31.76
	令和5年度 7	1	—	1	14.91	14.91
小 計 (A)	令和4年度 3,748	3,619	1,908	1,710	96.55	92.98
	令和5年度 3,685	3,581	1,861	1,719	97.16	94.27
正常債権 (B)	令和4年度 117,014					
	令和5年度 121,708					
総与信残高 (A)+(B)	令和4年度 120,762					
	令和5年度 125,393					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

当金庫は、金融再生法上の不良債権に対して、担保や保証、貸倒引当金で保全しており、未保全額は1億4百万円です。

未保全額に対して、その155倍もの自己資本額161億55百万円を有しており、万が一、未保全額全額が回収不能となる信用リスクが発生したとしても、十分にカバーできる体力が備わっております。



自己資本比率規制

自己資本比率規制とは、金融機関が抱える様々なリスクを明らかにし、自己資本に見合った健全な経営を金融機関に求めるもので、「3つの柱」で構成されています。

当金庫は、自己資本比率規制に基づきリスク量を算出するとともに、規模・特性に応じた統合的なリスク管理態勢の構築に努めております。

第1の柱

第1の柱（最低所要自己資本比率）は自己資本比率の算出です。自己資本比率規制では、損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心に、無形資産や繰延税金資産など流動性の低い資産の控除など、旧規制（バーゼルⅡ）に比べ質の高い自己資本が求められております。対象となるリスクは「信用リスク」「オペレーショナル・リスク」となります。

第2の柱

第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）は、金融機関自身が「第1の柱」の対象となっていないリスクも含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を評価し、さらに金融当局の検証を受けるものです。
具体的には「銀行勘定の金利リスク」と「与信集中リスク」等が対象となります。

第3の柱

第3の柱（情報開示による市場規律）は、「第1の柱」と「第2の柱」の内容を情報開示（市場規律＝ディスクロージャー）することで、金融機関の健全性を評価いただくものです。

自己資本の構成に関する開示事項

I 単体自己資本比率

定性開示目次

I 単体開示事項

- 自己資本調達手段の概要……………39
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要……………39
- 信用リスクに関する事項……………39
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続の概要……………41
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要……………42
- 証券化エクスポージャーに関する事項……………42
- オペレーショナル・リスクに関する事項……………43
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続の概要……………43
- 金利リスクに関する事項……………44

定量開示目次

I 単体開示事項

- 自己資本の充実度に関する事項……………39
- 信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び
主な種類別の期末残高……………40
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の
期末残高及び期中の増減額……………40
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び
貸出金償却の残高等……………41
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとの
エクスポージャーの額等……………41
- 信用リスク削減手法に関する事項……………42
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項……………42
- 証券化エクスポージャーに関する事項……………42
- 出資等エクスポージャーに関する事項……………43
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項……………43
- 金利リスクに関する事項……………44

用語解説

「リスク・アセット」	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて再評価した資産の金額です。
「エクスポージャー」	リスクに晒されている資産のことをさしており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
「ソブリン」	中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
「三月以上延滞等」	元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
「オペレーショナル・リスク」	金融機関の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクなどが含まれます。
「リスク・ウェイト」	資産の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
「信用リスク削減手法」	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、預金、国債等）、同保証（国、地公体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
「証券化エクスポージャー」	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産です。
「ポートフォリオ」	当金庫が保有する各資産の構成をいいます。

自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率

[金額単位：百万円]		
項 目	令和4年度	令和5年度
●コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,749	16,511
うち、出資金及び資本剰余金の額	564	563
うち、利益剰余金の額	15,208	15,970
うち、外部流出予定額（△）	22	22
うち、上記以外に該当するものの額	△0	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	183	188
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	183	188
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	15,933	16,700
●コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9	22
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	22
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	536	522
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	545	544
●自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	15,387	16,155
●リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	99,907	106,950
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,140	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,140	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,137	5,278
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	105,045	112,229
●自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	14.64%	14.39%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

単体開示事項

自己資本の充実度に関する事項（定量情報）

〔金額単位：百万円〕

項 目	リスク・アセット		所要自己資本額	
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	99,907	106,950	3,996	4,278
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエ クスポート	98,359	104,092	3,934	4,163
1. ソブリン向け	70	70	2	2
2. 金融機関向け	14,042	14,084	561	563
3. 法人等向け	17,740	20,605	709	824
4. 中小企業等・個人向け	10,162	10,828	406	433
5. 抵当権付住宅ローン	1,313	1,221	52	48
6. 不動産取得等事業向け	39,156	42,091	1,566	1,683
7. 三月以上延滞等	4	9	0	0
8. 取立未済手形	5	19	0	0
9. 信用保証協会等に よる保証付	641	819	25	32
10. 出資等	3,340	3,845	133	153
出資等のエクスポージャー	3,340	3,845	133	153
11. 上記以外	11,882	10,495	475	419
他の金融機関等の対象 資本等調達手段の うち対象普通出資等 及びその他外部 TLAC関連調達手段 に該当するもの以外 のものに係るエク スポージャー	6,911	5,011	276	200
信用金庫連合会の対 象普通出資等であっ てコア資本に係る調 整項目の額に算入さ れなかった部分に係 るエクスポージャー	1,358	1,728	54	69
特定項目のうち調整 項目に算入されない 部分	494	503	19	20
上記以外	3,118	3,251	124	130
②証券化エクスポージャー	91	66	3	2
③オフ・バランス取引等	1,063	1,188	42	47
④リスク・ウェイトのみな し計算が適用されるエク スポージャー	1,420	1,493	56	59
ルック・スルー方式	1,420	1,493	56	59
⑤他の金融機関等の対象資 本等調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの 額に算入されなかったもの の額	△1,140	—	△45	—
⑥CVAリスク相当額を8% で除して得た額	113	109	4	4
ロ. オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	5,137	5,278	205	211
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	105,045	112,229	4,201	4,489

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
3. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本調達手段の概要（定性情報）

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる出資金と、当金庫が内部留保等で積み立てたもので構成されています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要（定性情報）

当金庫は、永年、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は、国内基準4%を大きく上回るなど、現在の自己資本額は、経営の健全性・安全性を保つうえで充分なものと評価しております。また、自己資本の額や質的な面及び信用リスクに対する影響度などを中長期的な視点から適切に評価をしております。

なお、将来の自己資本の充実策につきましては、各年度ごとの事業計画の推進から得られる、利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項（定性情報）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な方針や手続等を明示した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」及び「融資事務取扱要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、与信集中リスク管理や業種別限度管理、取引先別クレジット・リミット管理などを行うとともに厳格な自己査定を実施しております。

一方、信用格付制度を導入し取引先別の適正な管理や信用 VaR による信用リスクの計量化に努めております。

また、信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター (R&I)
- (株) 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(定量情報)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

[金額単位: 百万円]

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		そ の 他			
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
地域別・ 業種別・ 期間別区分										
国 内	252,674	260,649	120,726	125,262	42,320	40,426	89,627	94,960	109	200
国 外	9,711	9,711	－	－	9,711	9,711	－	－	－	－
地 域 別 合 計	262,385	270,361	120,726	125,262	52,032	50,137	89,627	94,960	109	200
製 造 業	6,922	6,738	4,313	4,128	2,599	2,600	9	9	3	5
農 業、林 業	161	198	161	198	－	－	－	－	－	－
漁 業	135	164	135	164	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	14,962	15,826	14,962	15,826	－	－	－	－	3	2
電気・ガス・熱供給・水道業	9,272	10,366	251	142	9,020	10,224	－	－	－	－
情 報 通 信 業	722	731	718	727	－	－	3	3	－	－
運 輸 業、郵 便 業	3,464	3,214	1,914	1,818	1,549	1,395	0	0	－	1
卸 売 業、小 売 業	8,298	8,276	8,298	8,276	－	－	－	－	－	131
金 融 業、保 険 業	106,169	110,141	3,011	2,078	18,901	18,587	84,255	89,475	－	－
不 動 産 業	45,144	49,207	45,144	48,707	－	499	－	－	－	5
物 品 賃 貸 業	518	699	518	699	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	753	795	753	795	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	223	214	223	214	－	－	0	0	－	－
飲 食 業	1,175	1,375	1,175	1,375	－	－	－	－	2	2
生活関連サービス、娯楽業	892	780	892	780	－	－	－	－	－	0
教 育、学 習 支 援 業	91	362	91	362	－	－	－	－	－	－
医 療・福 祉	4,188	4,421	4,188	4,421	－	－	－	－	31	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,594	4,803	4,588	4,796	－	－	6	6	54	34
国・地方公共団体等	29,945	26,974	9,984	10,144	19,961	16,830	－	－	－	－
個 人	19,321	19,539	19,321	19,539	－	－	－	－	14	18
そ の 他	5,425	5,528	74	63	－	－	5,351	5,464	－	－
業 種 別 合 計	262,385	270,361	120,726	125,262	52,032	50,137	89,627	94,960	109	200
1 年 以 下	54,715	48,673	17,454	19,982	5,654	5,513	31,606	23,177		
1 年 超 3 年 以 下	31,485	32,795	6,592	5,895	6,392	1,399	18,500	25,500		
3 年 超 5 年 以 下	12,472	18,524	8,839	11,058	3,633	5,966	－	1,500		
5 年 超 7 年 以 下	14,339	22,834	7,965	17,979	6,374	4,855	－	－		
7 年 超 10 年 以 下	31,130	22,028	28,238	15,603	2,892	4,424	－	2,000		
10 年 超	86,148	89,657	51,563	54,678	27,085	27,979	7,500	7,000		
期間の定めのないもの	32,094	35,846	74	63	－	－	32,020	35,783		
残 存 期 間 別 合 計	262,385	270,361	120,726	125,262	52,032	50,137	89,627	94,960		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。なお、当金庫はデリバティブ取引はございません。
2. 「貸出金」には、貸出金その他、与信関連の未収利息及び仮払金を含んでおります。
3. 「債券」には、債券関連の未収利息が含まれております。
4. エクスポージャー区分の「その他」には、現金、預け金、債券を除く有価証券、有形固定資産、繰延税金資産及びその他の資産等を含んでおります。
5. 業種別区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種別区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、投資信託、有形固定資産、繰延税金資産及びその他の資産等を含んでおります。
6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

32 ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中増減額」を参照ください。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

[金額単位：百万円]

	個別貸倒引当金								期末残高		貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
					目的使用		その他					
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
製 造 業	626	567	567	553	9	—	617	567	567	553	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	342	334	334	329	—	—	342	334	334	329	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	285	294	294	291	—	—	285	294	294	291	—	—
卸 売 業、小 売 業	369	377	377	398	8	—	360	377	377	398	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	6	1	1	3	—	—	6	1	1	3	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	2	3	3	3	—	—	2	3	3	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	11	9	9	7	—	—	11	9	9	7	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	80	67	67	78	—	—	80	67	67	78	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	30	30	34	—	—	—	30	30	34	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	27	21	21	20	—	—	27	21	21	20	—	—
業 種 別 合 計	1,752	1,708	1,708	1,722	17	—	1,734	1,708	1,708	1,722	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

[金額単位：百万円]

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0%	6	—	79,553	76,209
10%	—	—	7,227	8,968
20%	81,016	84,595	1,756	795
35%	—	—	2,566	2,266
50%	13,141	14,401	57	125
75%	—	—	12,177	12,545
100%	401	401	62,047	67,650
150%	—	—	231	193
250%	—	—	2,202	2,205
合 計	94,565	99,399	167,820	170,962

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要（定性情報）

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い

並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「市町村」の保証や、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「（一社）しんきん保証基金」の保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散に努めております。

信用リスク削減手法に関する事項（定量情報）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

〔金額単位：百万円〕

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	912	1,059	19,623	19,323

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要（定性情報）

当金庫は、有価証券投資として一部派生商品取引を内包した債券を保有しています。この債券におけるリスクが基本的に受取利息に限定され元本に及ばないこと、発行体等の信用力が高いことなどの理由か

ら、他の債券と同様のリスク管理を行っており、派生商品取引に関するリスク管理方針等は定めていません。

また、長期決済期間取引については、該当ございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（定量情報）

●当金庫は、該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項（定性情報）

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、ALM委員会において適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

（3）証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター（R&I）
- (株) 日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

証券化エクスポージャーに関する事項（定量情報）

イ. オリジネーターの場合

●当金庫は、該当ございません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔金額単位：百万円〕

	令和4年度	令和5年度
証券化エクスポージャーの額	7	5
匿名組合出資	7	5

（注）1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

〔金額単位：百万円〕

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1,250％	7	5	3	2
匿名組合出資	7	5	3	2

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法適用の有無

●当金庫は、該当ございません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

オペレーショナル・リスクに関する事項（定性情報）

（１）リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを「信用金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険」と定義しております。オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、これらのリスクは、当金庫におけるすべての業務処理に当たって存在しているものであるため、すべての役職員は、その業務の遂行にあたり、リスクの極小化に努めております。

また、オペレーショナル・リスク管理方針」や「オペレーショナ

ル・リスク管理規程」において、それぞれのリスクの管理体制や管理方法について定め、適切にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用し態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、主管部署である事務部と各部において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

（２）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（定性情報）

投資信託にかかるリスクの認識については、最大予想損失額（VaR）等によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、保有限度枠の遵守状況を、ALM委員会が協議・検討し、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

一方、政策投資株式、金融機関等への出資金については、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき適切な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に管理を行い、適宜、経営陣に報告を行うなど適切な管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーに関する事項（定量情報）

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

〔金額単位：百万円〕

区 分	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,052	4,052	4,564	4,564
非上場株式等	888	888	1,258	1,258
合 計	4,940	4,940	5,822	5,822

- （注）１．時価は期末日における市場価格等に基づいております。
２．投資信託等の裏付け資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する部分は一括して「上場株式等」に含めております。
３．「非上場株式等」には時価を把握することが困難と認められる非上場株式、その他出資金、信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

〔金額単位：百万円〕

	令和４年度	令和５年度
売 却 益	58	12
売 却 損	—	—
償 却	—	—

- （注）１．損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

〔金額単位：百万円〕

	令和４年度	令和５年度
評 価 損 益	236	244

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

〔金額単位：百万円〕

	令和４年度	令和５年度
評 価 損 益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（定量情報）

〔金額単位：百万円〕

	令和４年度	令和５年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,437	1,493
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項（定性情報）

（１）リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、これら金融資産・負債から生じる将来の収益が変動し損失を被るリスクを指しますが、当金庫においては双方ともに計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の金利リスク量（IRRBB）は、 $\Delta E V E$ （経済価値変動）と $\Delta N I I$ （期間収益変動）により計測しておりますが、同時に最大予測損失額（ $V a R$ ）やB P V法による計測や、ギャップ分析など多面的に市場リスクを管理しております。

これらの結果については、市場リスク管理部門であるA L M委員会へ月次で報告し、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会・常務会に報告を行うなど、金融資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

なお、当金庫は金利リスクに対するヘッジ会計上の取扱いはありません。

（２）金利リスクの算定手法の概要

１）開示項目に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年
- ③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
金融庁が定める保守的な前提
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮していません
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

割引金利のリスクフリー・レートに対する追従率は100%としており、割引金利間の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

該当する事項はありません

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当する事項はありません

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の重要性テスト（ $\Delta E V E \div$ 自己資本の額）の結果は、監督上の基準値である20%に対し33.1%と基準値を超過しておりますが、次項に掲げるとおり、 $V a R$ によるリスク計測やストレステストなど、他のリスク計測手法により自己資本に与える実質的な影響度を分析・検証しております。

２）自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレスイベント発生時のショック幅や、一定期間における金利上昇幅などを参考に、全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

・収益管理については、市場環境等を考慮した複数の金利シナリオに基づくシミュレーションを、適時行っております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

・内部管理上、全体の金利リスクを最大予測損失額（ $V a R$ ）により計測をおこなっており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

金利リスクに関する事項（定量情報）

[金額単位：百万円]

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和6年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和5年3月末
1	上方パラレルシフト	5,356	5,611	288	238
2	下方パラレルシフト	0	0	245	210
3	スティープ化	5,054	5,337		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	113	154		
7	最大値	5,356	5,611	288	238
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和6年3月末		令和5年3月末	
		16,155		15,387	

（注）１．金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

店舗・ATMのご案内 全店、ATM振込のお取扱いができます。

店舗のご案内（令和6年4月1日現在）

金融機関コード：1022（カッコ内は店番号）

本店 [050]

ATM 土日祝



〒077-8686
留萌市花園町2丁目1番8号
☎0164-42-1250(代)
本店営業部長 伊藤 伸一
(常勤理事)

中央支店 [001]

ATM 平日のみ



〒077-0045
留萌市本町4丁目14番地
☎0164-43-7111(代)
支店長 伊藤 伸一
(常勤理事)

増毛支店 [003]

ATM 平日のみ



〒077-0205
増毛町弁天町1丁目31番地
☎0164-53-2375(代)
支店長 大川 靖徳

小平支店 [004]

ATM 平日のみ



〒078-3301
小平町字小平町223番地
☎0164-56-2311(代)
支店長 菊地 博文

古丹別支店 [006]

ATM 平日のみ



〒078-3621
苫前町古丹別187番地の15
苫前町公民館内
☎0164-65-4141(代)
支店長 佐藤 和史

苫前支店 [007]

ATM 平日のみ



〒078-3701
苫前町字苫前225番地
☎0164-64-2341(代)
支店長 佐藤 和史

羽幌支店 [008]

ATM 土日祝



〒078-4193
羽幌町南3条2丁目2番地
☎0164-62-2131(代)
支店長 新名 旭

初山別支店 [012]

ATM 平日のみ



〒078-4421
初山別村字初山別103番地の6
☎0164-67-2221(代)
支店長 西野 和貴

旭川支店 [009]

ATM 土日祝



〒070-0034
旭川市4条通14丁目612番地1
☎0166-24-5571(代)
支店長 田村 朋博

旭川北支店 [010]

ATM 土日祝



〒071-8121
旭川市末広東1条5丁目1番10号
☎0166-53-5215(代)
支店長 相場 祐二

旭川東支店 [011]

ATM 平日のみ



〒078-8234
旭川市豊岡4条3丁目7番11号
☎0166-33-5611(代)
支店長 佐藤 奨

札幌支店 [015]

ATM 平日のみ



〒065-0020
札幌市東区北20条
東16丁目2番5号
☎011-786-3061(代)
支店長 杉村 浩

新川支店 [016]

ATM 平日のみ



〒001-0028
札幌市北区北28条
西15丁目3番16号
☎011-716-6611(代)
支店長 千葉 将則

札幌西支店 [017]

ATM 平日のみ



〒063-0822
札幌市西区発寒2条5丁目1番7号
☎011-667-7111(代)
支店長 木下 誠

月寒支店 [018]

ATM 平日のみ



〒062-0020
札幌市豊平区月寒中央通
5丁目1番8号
☎011-855-8911(代)
支店長 齋藤 和彦

札幌中央支店 [019] ATM 平日のみ



〒060-0051
札幌市中央区南1条東3丁目10番1号
北海道日伊文化会館新館1階
☎011-281-8355(代)
支店長 千葉 修一



- 留萌地区《8店舗》
- 旭川地区《3店舗》
- 札幌地区《5店舗》

店内ATM利用可能日

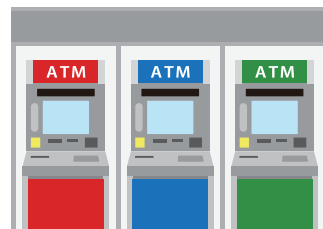
土日祝 は、平日および土・日曜日・祝日
平日のみ は、平日のみ

16店舗のネットワーク!!



● 店舗外ATMコーナーのご案内

留萌市内〈4カ所〉		振込可	平 日	土日・祝日
中 央 ス ー パ ー	留萌市錦町3丁目	●	9:00～19:00	9:00～17:00
沖 見	留萌市見晴町1丁目	●	9:00～20:00	9:00～17:00
マックスバリュ留萌店	留萌市南町4丁目	●	9:00～19:00	9:00～17:00
留 萌 市 立 病 院	留萌市東雲町2丁目	●	9:00～18:00	—
増毛町内〈1カ所〉				
大 通 り	増毛町島中町3丁目	●	9:30～18:00	—
小平町内〈1カ所〉				
鬼 鹿	小平町字鬼鹿港町 小平町多目的防災交流施設「群来る」内	●	8:45～19:00	—
旭川市内〈1カ所〉				
あ た ご	旭川市豊岡9条7丁目	●	9:00～17:00	—



しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMの平日・土曜日の入出金手数料が無料です！



ゼロネットサービスタイム

- 平日:8:45～18:00の入金・出金
- 土曜:9:00～14:00の出金

るもしんきんのキャッシュカードで、全国の信用金庫が所有する約2万台のCD・ATMを利用手数料「ゼロ」でご利用できます。

振込給与の引出し、旅行・出張時の旅先での出金、遠隔地就学のお子様の口座への入金など使い道はいろいろ。

るもしんきんのキャッシュカードなら、たいへん便利でおトクです。

※左記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。

※本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。

ご利用は、「しんきんゼロネットサービス」のステッカーのあるATMで!!

ATMのご利用がさらに便利になりました！



留萌信用金庫のATMで



北海道銀行



北洋銀行

のキャッシュカードでお引き出しができます！

当金庫のキャッシュカードでも北海道銀行・北洋銀行のATMで
平日の下記時間内であれば無料で引き出しできます。

ATM 相互無料提携により

平日 8:45～18:00

ATM お引き出し 手数料

0円

※上記以外の時間帯は110円のご利用手数料が
かかります。

※但し、各ATMコーナーの稼働時間にご留意ください。

※お預入れ、ご記帳はできません。

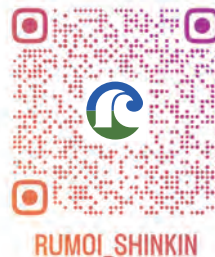
※法人カードはご利用できません。

ふれ ざわやが
留萌信用金庫

2024年7月1日現在

留萌信用金庫公式 Instagram

地域情報や金庫行事を発信しています
是非、フォローやいいね👍を
お願いいたします。



RUMOI_SHINKIN

当金庫は、お客さまの利便性・サービス向上を目的に、ご相談、苦情・要望等のお問い合わせ窓口をご用意しております。

● 留萌信用金庫 業務推進部

住 所 ● 〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号

電話番号 ● ☎0120-191142

F A X ● 0164-43-4046

Eメール ● info@rumoi.shinkin.jp

受付時間 ● 9:00～17:00（信用金庫営業日）

● 全国しんきん相談所〔(一社)全国信用金庫協会〕

住 所 ● 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

電話番号 ● 03-3517-5825

受付時間 ● 9:00～17:00（信用金庫営業日）

● 北海道地区しんきん相談所〔(一社)北海道信用金庫協会〕

住 所 ● 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

電話番号 ● 011-221-3273

受付時間 ● 9:00～17:00（信用金庫営業日）

■金融商品・サービスに関する苦情や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うため、金融ADR制度が導入されました。お客さまが苦情・紛争についてお申し出される場合は、上記業務推進部または（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに（一社）北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」にご相談ください。

■紛争の解決にあたっては、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記業務推進部または各しんきん相談所にお申し出ください。

■詳しくは当金庫のホームページまたは本誌16ページの「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」をご覧ください。